

第Ⅲ編

プランの基本構想

第1章 その人らしい生活を支える茅野市のケアマネジメント

第2章 保健福祉サービスセンターを中心とした総合相談支援システム

第3章 パートナーシップのまちづくり「第2ステージ」のさらなる展開

第4章 自助・共助・公助による地域福祉の推進

第5章 福祉21ビーナスプランと市民プラン

第6章 福祉21ビーナスプランと各専門分野

第7章 福祉21ビーナスプランの推進体制と進行管理

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

第1章 その人らしい生活を支える茅野市のケアマネジメント

1 ケアマネジメントの考え方

その人らしい生活を支えるために、茅野市では次の6つの原則に基づき、具体的なケアマネジメント*の手法を用いてサービスの提供を実施しています。

(1) ケアマネジメントシステム*の6つの原則

①気軽につつでも相談できる窓口が身近にあること

住民にとって身近で相談しやすいところに窓口があることが基本です。保健福祉サービスセンターをはじめとして、市内にはいろいろな窓口があり、住民が利用しやすい窓口が選択できることが原則です。

②迅速に対応できるシステムであること

- ・相談者をたらいまわしにせず、相談内容をつなぐシステムである
- ・相談を受けた者、その担当者ができるだけ早く「訪問」する
- ・必要に応じていつでもケアカンファレンス*を開くことができる
- ・利用者とケアマネジャー*に最終的なケアプラン（サービス利用計画）の決定権がある
- ・各サービス機関への情報提供がスムーズに行える

③十分な内容と量のサービスを有していること

地域全体で必要なサービス量について点検し十分な内容にしていく必要があります。

④利用者の選択権と決定権が保障されていること

ケアカンファレンス*には利用者本人やその家族が同席していることが基本ですが、それができない場合は、ケアマネジャー*によるインフォームド・コンセント（十分な説明を受けた上での同意）をとることを原則とします。

⑤不服の申し立てがしやすいこと

不服の申し立てがしやすい環境が整備されており、不服申し立てには迅速に公平に公正に判断し対応できるシステムがあること。

⑥ケアマネジャー*の研修が体系化されていること

ケアマネジャー*の質を維持し、高めていくために、行政や民間を問わず、相互の研鑽の機会や継続的・体系的な研修を設けます。

(2) ケアマネジメント*を進めるうえでの共通理解項目

市内でケアマネジメント*を進めるうえでの共通理解項目として、次の8点を継承していきます。これらは、これまで関係者による研究で積み上げられてきた結果であり、ケアマネジメント*の指針となっています。

ケアマネジメントとは、

- ①問題解決型サービスである。
- ②自立とQOL（生活や人生の質・満足度）を念頭においたサービスである。
- ③利用者と各種サービスを結びつけるサービスである。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

-
- ④情報ネットワークと機動性をもつサービスである。
 - ⑤柔軟かつ変化に即応していくサービスである。
 - ⑥利用者との関係を継続していくサービスである。
 - ⑦地域サービスを開発・創造していくサービスである。
 - ⑧地域自立生活（地域でその人らしく暮らすこと）を支援していくサービスである。

上記のように、福祉21ビーナスプランにおけるケアマネジメント*は、介護保険法や障害者自立支援法でいうケアプランの作成をすることとは異なります。

茅野市の目指すケアマネジメント*は、一人の人が住み慣れた地域の中でその人らしく暮らせるために、必要なサービスを適切に利用することに加え、サービスを提供する事業者との連携や、個人を取り巻く環境整備にも着目し、福祉サービス、地域サービスなどを開発・創造することも視野に入れています。

2 推進方策

（1）ケアマネジメント*の質の向上と研修の体系化

茅野市のケアマネジメントシステム*は、第1次プランに基づいて市内の4つの保健福祉サービスセンターを拠点として展開してきました。この10年間、市内には保健福祉に関する様々なサービス提供事業所ができ、NPO法人*やボランティア等を含めると、多くの人（業者）が保健福祉に携わるようになりました。

ケアマネジメント*の実施に当たっては、第1次プランの当初から、行政・民間の区別なく自由に事業ができることや必要に応じてチームを組めること、最終的なサービスの選択権は利用者にあることなどを常に確認しながら、多くの事業所が参入してきている経過の中でもケアマネジメントの水準を保ってきましたが、市内すべての保健福祉サービス関係者が「茅野市のケアマネジメント*」について十分理解しているとは言えません。

福祉21ビーナスプランを効果的に推進していくためには、茅野市でケアマネジメント*に関わるすべての関係者が、ビーナスプランの理念およびケアマネジメントシステム*の6原則と8つの共通理解項目を共通認識し、それを守っていくことが望ましく、そのうえで、それぞれの持つ専門性とサービスが有機的に結びついていくことが重要になります。

第2次プランでは、住み慣れた地域でその人らしく暮らすための支援を目標にしているため、それに応じた職員の力量を高めていくことが不可欠です。そのために茅野市では、専門的な研修に加え、茅野市の地域福祉の推進とパートナーシップのまちづくりに関する事、ケアマネジメント*に関するなど学ぶ研修を体系的に整備し、市内で保健福祉サービスに携わる関係者は公・民を問わずこの研修に参加することを原則とし、計画的継続的に研修を実施していきます。

（2）権利擁護*に向けて

権利擁護*については、茅野市の中でのどのようなシステムを構築していくべきかが大きな課題であり、国の制度や取り組みの進展を研究しながら早急に検討を進めていく必要があります。

特に高齢者の支援では、認知症等の高齢者に対する権利擁護*への取り組みがさらに重要になりますし、社会状況の不安や高齢化とともに増加し深刻化する問題に対しては、専門の支援者はもとよ

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

り地域の見守りや共助の取り組みが大きな役割を果たすことになります。

今後は、権利擁護*に関する各種制度の活用が進められるとともに、地域包括支援センター*を中心に地域のシステムづくりや住民の啓発活動なども実施していく必要があります。

また、成年後見制度*の活用や日常生活自立支援事業に関しては、地域包括支援センター*と茅野市社会福祉協議会が連携を密にしながら実施していきますが、こうした制度が市民も支援者にも使いやすいものであるためには、判断基準を明確にし、煩雑な手続きや複雑な基準をわかりやすく整備することも必要です。

(3) 苦情解決のシステム

質の高いサービスを受ける権利を有する市民にとって、苦情の申し立ては当然の権利です。保健福祉サービスセンターでは、さまざまな疑問、不平、不満だけでなくあらゆる相談を受け付け、適切な対応や処理に努めています。

また、介護保険施設の入所者に対しては介護相談員派遣事業等を活用し対応しています。

さらに、第3者による事態の調査、調整を必要とする場合は、茅野市地域福祉推進条例に基づき設置した「福祉サービス調査委員会」が、利用者にとって不利益にならないように、迅速に、公平に、公正に判断し、しかるべき対応ができるシステムになっています。

【苦情解決の対応方法】

対応レベル1：窓口で受け付け、その場で解決していく場合
対応レベル2：一定の事実関係の調査を必要とし、実務の責任者レベルでの事情説明や改善にむけての対応をしていく場合
対応レベル3：さらに上層の責任者レベルでの対応が必要な場合
対応レベル4：第三者による事態の調査、調整を必要とする場合 具体的には福祉サービス調査委員会等により解決、判断を仰ぐ場合

(4) サービスの質的評価について

これまで述べてきたようなシステムを通して、市民がより質の高いケアサービスを利用できるようにしていくわけですが、実際には直接提供されるサービスそのものが、よりよいものでなければなりません。

これからは、サービスの内容を評価していくのは利用者とその家族が中心になっていきますが、誰もが自分にとって必要なサービスを選択しやすくなるためには客観的な指標が必要です。

また、サービス評価のシステムやサービス内容の情報公開等は年々重要になっており、公・民を問わずサービスの質的な水準を保つためにも客観的な評価基準をもつことが重要になります。

そこで、このサービス評価の自主的基準の設定と実際のサービス内容の情報公開等について検討を進めます。また、この基準について逸脱した場合等の苦情については「福祉サービス調査委員会」などの苦情解決システムを用いて解決していきます。

(5) 保健福祉に関わる会議の体系化

現在、茅野市での保健福祉に関する会議は、行政、民間、地域を問わず、さまざまなかたちで行われています。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

こうした会議は、第1次プランの策定当時から継続しているものに加え、國の方策や行政組織の変更、新たな相談支援機関の設置、市民ニーズの変化等に対応するためのものが増加しており、また、市民参画のまちづくりを進める上で必要な、地域における会議や市民参加による会議も数多く開催されるようになりました。

会議の数だけをみれば、大勢の関係者や市民が関わり福祉21ビーナスプランの推進につながっているようにも受け取れます。中には形骸化している会議や、内容やメンバーが重複している会議があることも否めません。今後は、こうした会議を整理し、必要な時に必要な会議が実施できるよう体系化するとともに、市民からのニーズや提言、または職員のアイディアが有用な施策につながる流れを明確にします。

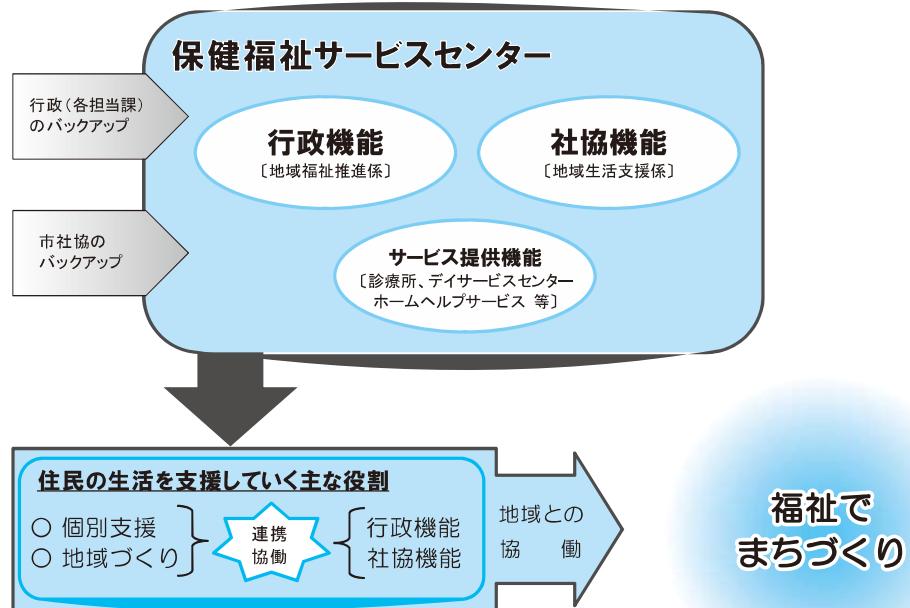
第2章

保健福祉サービスセンターを中心とした総合相談支援システム

1 保健福祉サービスセンターの概要

保健福祉サービスセンターは、住民からの保健・医療・福祉サービスのニーズに的確にお応えし、地域の中で誰もがその人らしく暮らせるよう、行政、茅野市社会福祉協議会、サービス提供事業者それぞれの専門性を、個別的または一体的に提供しながら支援していくことが求められています。

【茅野市の保健福祉サービスセンターの機能と役割】



(1) 保健福祉サービスセンターをバックアップする体制の強化（後方支援）

茅野市の行政の保健福祉業務における在宅部分については、原則として4つの保健福祉サービス

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

センターが担い、市庁舎にある健康福祉部内の地域福祉推進課、保健課、こども・家庭支援課（以下「健康福祉部内3課」）は、この保健福祉サービスセンターの事業をバックアップしています。

健康福祉部内3課は、福祉事務所、地域障害者自立生活支援センター、健康管理センター、こども・家庭応援センター等の機能を併せ持っております、国民健康保険の保険者事務や、介護保険、後期高齢者医療及び年金等の事務手続きなど、保健医療福祉に関する措置、手当、給付に関する事務を取り扱うとともに、それに付随する相談窓口も持っています。したがって、さまざまな事情から保健福祉サービスセンター以外の機関が対応することが望ましいケースなどの対応も行います。保健福祉サービスセンターが、多様化する市民ニーズ応じ、十分に機能を発揮できるよう、健康福祉部内3課のバックアップ体制を強化し、連携していく必要があります。

（2）保健福祉サービスセンターに求められる基本的な機能

- ①24時間体制での総合的な相談窓口
- ②ケアマネジメント*の実施
- ③公的な在宅福祉サービスの提供
- ④健診、保健活動（健康学習、健康相談を含む）の拠点
- ⑤共助による仕組みや自助による支えあいの活動への支援とコーディネート*
- ⑥保健福祉サービス地域（エリア）内の福祉教育、生涯学習などの計画的推進
- ⑦保健福祉サービス地域（エリア）内の保健福祉情報の収集、発信
- ⑧保健福祉サービス地域（エリア）内の保健福祉ネットワークの構築

（3）地域住民から期待される保健福祉サービスセンターの活動

- ①相談や申請、苦情申し立ての身近な窓口
- ②地域に密着して活動する職員等との信頼関係の場
- ③有効なケアマネジメント*が行われる場
- ④在宅の訪問サービスと通所サービスの拠点
- ⑤市民活動を支援、コーディネート*する場
- ⑥連携して地域福祉を充実させていくパートナー
- ⑦住民どうしの交流、情報交換、支えあいの拠点

（4）必要なシステムと組織

保健福祉サービスセンターには、センター長のもとに地域福祉推進係（行政職員）と地域生活支援係（市社協職員）があり、センターの職員は互いに協働しながら、その人らしい生活を営めるよう支援していく「個別支援」と、そのような方々を地域で見守り支え合いをしていくようなシステムづくり「地域づくり」を業務として推進しています。

○地域福祉推進係（行政職員）

次のような業務を担当するソーシャルワーカー*や保健師などの職員が配置されています。

- ・健康づくり、地域保健に関する相談・支援
- ・ケアマネジャー*としての相談・支援
- ・高齢者の保健福祉に関する相談・支援（地域包括支援センター*）
- ・障害児・者の保健福祉に関する相談・支援
- ・母子保健、こども・家庭に関する相談・支援

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

- ・精神保健、難病に関する相談・支援
- ・主に保健福祉分野の生涯学習に関する相談・支援
- ・その他住民の生活に関する相談・支援
- ・総合相談支援及び権利擁護、成年後見

○地域生活支援係（市社協職員）

次のような業務を担当する、茅野市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー*が配置されています。

- ・生活全般に関する相談・支援
 - ニーズの早期発見のための訪問活動
 - サービスを利用するための支援
 - 制度によるサービスと制度外のサービスをつなげる支援
 - 制度によるサービスと住民活動をつなぐための支援
 - 保健・医療・福祉関係者や地域住民のネットワークづくり
 - セルフヘルプグループ*づくりの支援
 - 日常生活自立支援事業・成年後見制度につなげる支援
 - いきいきサロンや運動教室、ウォーキングなど社会参加の支援
- ・地域の福祉課題の把握と課題解決のための活動の開発・支援
- ・地区社協・福祉推進委員活動の相談・支援
- ・地区的ボランティア活動の相談・支援
- ・各地区的地域福祉行動計画推進のための支援
- ・福祉や生活関連情報の発信

■ワンポイント 「ソーシャルワーカー」と「コミュニティソーシャルワーカー」

どちらも、本人と地域（社会）との絆をつくることを大切にしながら個別支援にあたる点は共通しています。

「ソーシャルワーカー」は、社会福祉制度等を活用して本人自身や家族等の生きる力を高めていくことを目指して支援にあたります。（公助を活用した自助の再生）

それに対し、「コミュニティソーシャルワーカー」は、本人を取り巻く地域の環境を整備し、新たなサービスの開発や調整等を行うことで本人の支援にあたります。（共助の充実による自助の再生）

保健福祉サービスセンターでは、地域福祉推進係（行政）職員を「ソーシャルワーカー」、地域生活支援係（社協）職員を「コミュニティソーシャルワーカー」と位置付けています。

2 基幹保健福祉サービスセンターの廃止

現在、4つの保健福祉サービスセンターの事業をバックアップし、各保健福祉サービスセンター間の連携を図り、情報の提供や交換を行うための中央機能とした「基幹保健福祉サービスセンター」の機能は、健康福祉部内3課（地域福祉推進課・保健課・こども・家庭支援課）が担っています。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

しかし、4つの保健福祉サービスセンターは、業務上での困難な事案やより高度かつ専門的な事案を、健康福祉部内3課を含めた関係部署と直接連携しながら積極的な支援へと繋げているなど、センター自体での適切な判断による積極的な業務連携が充実してきています。

このようにそれぞれの保健福祉サービスセンターが成熟してきた経過から、「基幹保健福祉サービスセンター」は調整機能としての役割を終えたことと考えられるため、名称の廃止を検討しています。

その上で、今後、4つの保健福祉サービスセンターは、保健福祉サービスセンターどうしの横のつながりを強化し、健康福祉部内3課及び関係部署との密接した業務上の連携・協働に向けたさらなる取り組みを検討していく必要があります。

3 保健福祉サービスセンター運営協議会とネットワーク会議の設置

第2次プランでは、保健福祉サービスセンターの機能が地域において発揮されているか、地域の中で望まれる存在としての役割を果たせているか、また、市域(2層)全体で考えていく必要がある地域の福祉課題などを、市民を交えての意見交換や客観的な評価・検証をしていく機能として、地域とのネットワーク会議や保健福祉サービスセンター運営協議会の設置が必要と考えました。

(1) 保健福祉サービスセンター運営協議会

「保健福祉サービスセンター運営協議会」は、市域(2層)を中心とした分野別ネットワーク「福祉21茅野」の各専門部会と地区(4層)におけるコミュニティの代表者(たとえば、コミュニティ運営協議会健康福祉部会など)で構成し、これからの中の動向も踏まえ、保健福祉サービスセンターに求められる役割や機能を考えていくこと、また、新しい保健福祉サービスのあり方や地域福祉を推進していくための重要な課題などを、全市的に検討すべき事項の協議・検討を行います。

(2) 地域とのネットワーク会議

地区(4層)の拠点である地区コミュニティ運営協議会との連携は、保健福祉サービスセンターの重要な役割の一つです。地域から見た保健福祉サービスセンターの機能や地域における福祉課題などを協議していく場としたネットワーク会議の設置が求められます。

○ネットワーク会議での取り組み

保健福祉分野の活動団体で組織された地区コミュニティ運営協議会健康福祉部会へ保健福祉サービスセンターが関わっていき、地区(4層)での保健福祉に関する課題や、エリア(3層)での保健福祉サービスセンターに対する理解または要望などについて意見交換をしていく場として、地域とのつながりを強化したいと考えます。

○地域福祉行動計画の推進とネットワーク会議

また、各地区(ちの地区は各行政区)では地域福祉行動計画を主体的に推進している組織と協働して計画的に取り組みます。この計画推進についてもネットワーク会議を活用することで課題解決や新たな展開を考えいくことができます。なお、具体的な実践については保健福祉サービスセンターをはじめとする「地域福祉行動計画推進チーム」がバックアップをしていきます。

地域への支援を行う「地域福祉行動計画推進チーム」については、行政も全庁的な体制をとり進めていますが、茅野市社会福祉協議会との連携・協働も含め、さらに支援体制を強化していきます。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

4 地区（4層）、区・自治会（5層）への働きかけと協働

行政と茅野市社会福祉協議会が地域福祉をきめ細やかに推進していくには、「まちづくり」という同じキーワードを持つ地区コミュニティセンターとの連携が重要です。それぞれの役割を明確にした上で、まちづくりの両輪を担う意識を持つことが必要です。

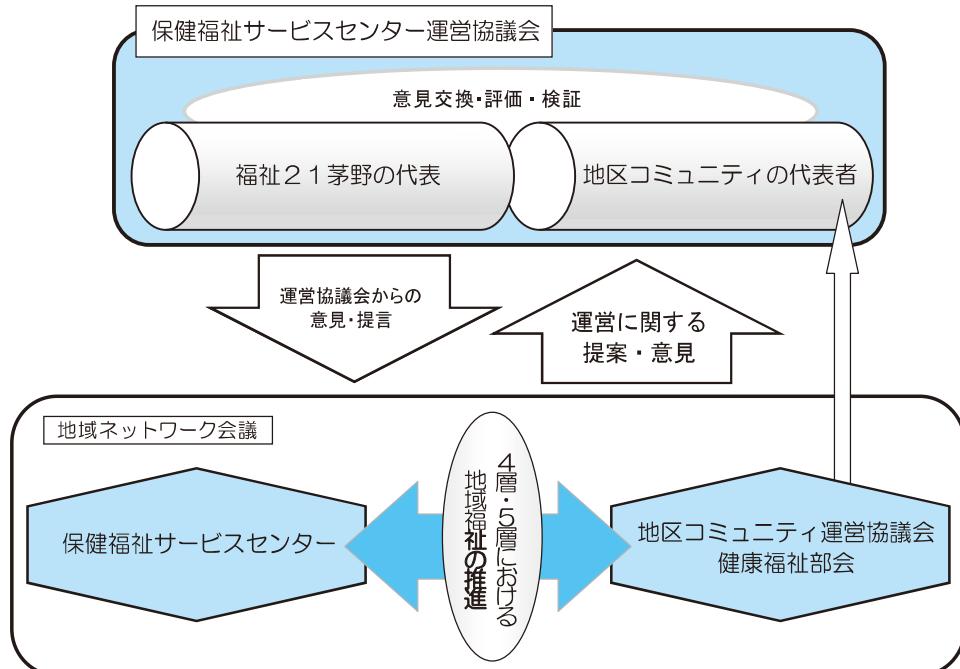
とくに保健福祉サービスセンターの職員は、「福祉でまちづくり」を進めていくためにも、地区（4層）の関わりから区・自治会（5層）へさらに踏み込み、地域を知り、地域の人を知り、資源を知り、地域の意見（ニーズ）を積極的に集めることが重要です。それには地区コミュニティ運営協議会の事務局である地区コミュニティセンターとの協力体制の中で「地域とのネットワーク会議」を活用することが有効であると考えました。

そのために保健福祉サービスセンターは、地区コミュニティ運営協議会健康福祉部会と連携し、保健福祉分野を中心とした地域住民との意見交換の場（ネットワーク会議）を活性化させるため、その場を運営していく役割として必要に応じて部会開催への参画を考えていきます。

また具体的な方策としては、地区社協が主体となって福祉推進委員のネットワークと情報交換をしながら、どのように地域の課題を解決していくか、課題を抱える人を近隣で支え合えるなどを検討し、地域でできることと保健福祉サービスセンターがしなければならないことの、役割を明確にしていく考えています。

こうすることで、地域の中での保健福祉サービスセンターの存在意義を高めるとともに、地区ごとに策定された地域福祉行動計画の推進を下支えする役割を地区コミュニティセンターとともに担うことができると考えます。

【保健福祉サービスセンター運営協議会と地域とのネットワーク会議のイメージ図】



*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

第3章

パートナーシップのまちづくり「第2ステージ」のさらなる展開

1 第1ステージ 市民と行政の協働のしくみづくり

(1) 【実践する提言集団】の誕生

茅野市では、平成7年から『市民・民間主導、行政支援（公民協働）によるパートナーシップのまちづくり』に取り組んできました。

この手法は、都市計画や産業振興など中長期的なビジョンに沿って取り組むまちづくりは行政が責任を持って進め、福祉、環境、教育など直接市民生活に即した施策は、市民の生活実態や生活課題を踏まえ、生活者の視点で課題の解決に取り組む必要があるという認識に基づいています。そのため、福祉、環境、教育の重点3分野で、実際に活動している市民やグループ、民間事業者などによる分野別の市民ネットワーク（市民主導型プロジェクト）が設立されました。

福祉分野では「茅野市の21世紀の福祉を創る会（略称：福祉21茅野）」が、環境分野では「美サイクル茅野」が、教育分野では「茅野市こども・家庭応援計画推進ネットワーク委員会（通称：どんぐりネットワーク茅野）」が順次設立され、それぞれの活動を通じて見えている課題やその解決方法、将来の望ましい姿などについて情報交換・意見交換を行い、夢を語り合いながらも、緊急の課題に対してはその都度対応を協議してきました。

これらの市民ネットワークは、単に議論の場にとどまるのではなく、課題解決のための市民・民間と行政との役割分担や財源も含めた施策の優先順位などについて、市民・民間と行政との合意形成や市民間における合意形成を図るとともに、双方に対して提言しながら個々の実践活動にも取り組むという「実践する提言集団」です。

現在ではこれらの3分野に加えて国際化、情報化、市民館（新市民会館）の建設・運営といった分野でも市民ネットワークが形成され、市民・民間と行政がそれぞれの役割分担に基づいて積極的な取り組みを進めています。

このような分野別ネットワークの活動、すなわち、「パートナーシップのまちづくりの第1ステージ」を通じて、各分野で共通認識されたものが「生活圏の階層化」と「パートナーシップのまちづくり基本条例の制定」です。

(2) 生活圏の階層化

生活圏の階層化（13ページ参照）は、福祉21茅野が『福祉21ビーナスプラン（茅野市地域福祉計画）』を策定する際に議論された「各階層に応じたサービス体制を整備し、それらを重層的に展開する」という考え方から生まれたものです。

つまり、第1層から第3層までは公的制度に基づいて行政や民間事業者が実施する支援サービス（公助）を中心に、第4層・第5層のサービスは地域や近隣での支えあいのサービス（共助・自助）を中心に展開することを意味しています。

そして、高齢者や障害者が、いつまでも住み慣れた地域で高いQOL（生活の質）を保ちながら自立した生活を送るために、これらの各種サービスを複合的に利用できること、すなわち、自助・

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

共助・公助のシステムを確立することが求められています。

このような考え方は、その後「地域の環境は自分たちの手で守る（生活環境）」や「地域のこどもは地域で育てる（子育て）」といった他の分野でも取り入れられ、第2ステージへの布石となっています。

（3）パートナーシップのまちづくり基本条例

この基本条例（217ページ参照）は、第1ステージで多方面の分野にわたる「市民・民間主導、行政支援」の取り組みが定着したことを受け、このまちづくりのシステムを将来にわたって担保するため制定されました。

第1ステージの各分野に関わっていただいた方々や地縁団体の代表者による「条例検討委員会」を設け、その理念と手法を条例に盛り込むという、まさに「パートナーシップの手法」で検討していただきました。

「パートナーシップのまちづくりの企画・立案の段階から参画することができる市民等の権利」



「パートナーシップのまちづくりの主体となる市民等の役割」や、「パートナーシップのまちづくりにおける行政の責務」を明確化し、「分野別の市民ネットワーク」や「地域コミュニティ」というパブリックステージ（公共の場）での「市民等の相互の合意や市民等と市との合意形成」を通じて「公民協働のまちづくり」に取り組むことを骨格としています。

（4）福祉21茅野の誕生と協働

福祉21茅野（茅野市の21世紀の福祉を創る会）は、平成8年3月19日に“みんな同じ空の下”を合い言葉に、保健・医療・福祉の連携による“市民の主体的な参加により福祉でまちづくりを進めよう”と発足した市民活動組織：「実践する提言集団」であり、茅野市が進める「パートナーシップのまちづくり」の地域福祉の分野を担っています。

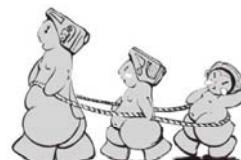
・活動の経過

発足以来、生活課題・地域課題に根ざした議論を進め、緊急の課題に対してはその都度、必要なサービスを提言し、開拓するなど、「保健・医療・福祉の連携による包括的な支援システムと地域住民による支えあいのネットワーク」の構築に取り組んできました。

また、福祉21ビーナスプラン（茅野市地域福祉計画）の策定により、平成12年4月からは「地域福祉元年」の宣言の下「人にやさしくお互いに支えあうまち、住んでてよかった茅野市」をめざして、保健福祉サービス地域（4エリア）の保健福祉サービスセンターを中心に自助・共助・公助の連携による「地域自立生活支援システム」の確立に向けた取り組みを進めています。

・地域福祉実践の内容

- ①市民自らの提言による実践や福祉サービスの誕生
- ②生涯学習によるまちづくりの推進－市民が創るまちづくり－
- ③健康づくり運動の推進



*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

- ④生涯学習と保健・医療・福祉の連携
- ⑤ノーマライゼーションやバリアフリーのまちづくり
- ⑥こども・家庭への地域での応援
- ⑦身近な地域での福祉活動の実践

2 第2ステージ 4層、5層の活性化にむけたしくみづくり

(1) 地区コミュニティセンター

第1ステージでは、それまで各々の分野で個別に活動していた市民団体や民間事業者の方々が一堂に会し、情報や意見を交換しながら、主に茅野市全体に共通する課題を語り合うシステムができました。このことにより、個々の活動から分野ごとのネットワークに、言いかえれば「点から線」につながったことになります。

しかしながら、パートナーシップのまちづくりを全市的に展開するためには、分野別のネットワークの活動だけでは限界があります。

そこで平成17年4月に、4層や5層における地域の生活課題の共有化とその課題を地域で解決するシステムづくり、そのための地域コミュニティ活動の充実を目指し「パートナーシップのまちづくりの第2ステージ」がスタートしました。このことは、第1ステージの「点から線」に続く「線から面」への展開です。

そのため、従来、出張所事務と貸館事務を主な機能としていた10地区（4層）の「地区センター」を、地域コミュニティ活動の拠点施設と行政の支援機能に転換するため「地区コミュニティセンター」に改称するとともに、現役の中堅職員をそれぞれに1名ずつ増員配置して2名体制にし、地域における組織や諸団体のつなぎ役、分野別市民ネットワークと地域コミュニティのつなぎ役としての活動がスタートしました。

(2) 自助・共助のシステムづくり

各コミュニティセンターでは、それぞれの地域の諸団体の会議に出席させていただき、役員の皆さんから日ごろの活動状況や地域の課題をお聞きしながら、地区（4層）や区・自治会（5層）における活動の実態把握に努めました。

また、平成17年6月から7月にかけて開催した「地域コミュニティ推進懇談会」では、市長が各地区に出向き、直接第2ステージの趣旨を説明し、理解を呼びかけるとともに、福祉・環境・子育ての分野を中心に、それぞれの地域における活動や課題について直接意見交換しました。そして、このような情報収集に基づいて、各地区に共通する課題やその解決の方向性を整理したところ、

- ・日常の活動が地域の住民に理解されていない。
- ・同じような活動をしている団体との連携・協力が図られていない。
- ・他の分野との連携を図る必要がある。
- ・同じ分野や分野を超えて連携・協力を図れる場が必要。

といった意見が多く見受けられました。

そこで、これらの意見や要望をさらに整理・分析し、平成17年度の「市長と語る会」で、「自助・

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

「自助・共助のシステムづくり」を地域コミュニティ活動の柱に掲げ、市として次の3項目を提案しました。

- ①各地区（4層）に「コミュニティ運営協議会」と福祉・環境・子育てに関する部会の設置（関係者が一堂に会する場）
- ②各区・自治会（5層）で地域福祉の推進役として「福祉推進委員」を選任
- ③福祉推進委員を中心とした各地区社協の再構築

さらに、地域の諸役員の改選期にあたる平成18年1月以降も、「市長と語る会」の内容をビデオに編集し、各地区や要望のあった区・自治会にお伺いして第2ステージの趣旨を理解いただくとともに、地域コミュニティ活動の推進をお願いしました。

このような経過を経て、平成18年5月から8月にかけて10地区すべてに「地区コミュニティ運営協議会」が設立され、「自助・共助のシステムづくり」が始まりました。

3 パートナーシップの第2ステージからのさらなる展開

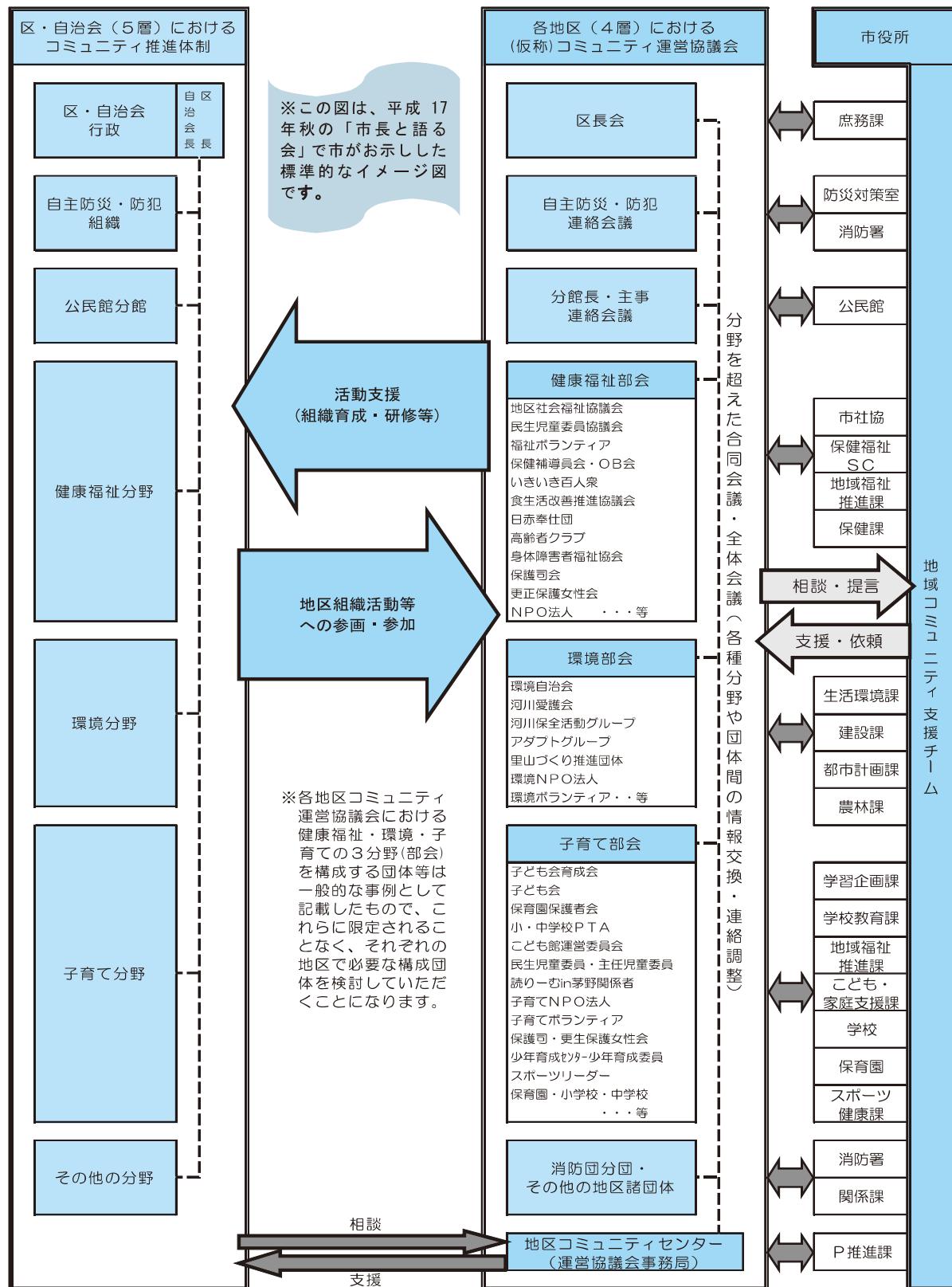
（1）住民自治による計画的活動の進展とネットワーク

「パートナーシップのまちづくり」は、分野別の市民ネットワークや地域コミュニティ運営協議会を母体として、市民・民間の力をネットワーク化し、茅野市の総合力としてまちづくりに生かす「住民自治」に向かって進んでいく取り組みです。

分野別の市民ネットワークと各地区コミュニティ運営協議会を構成する地域の団体が連携、協力することにより、地域のさまざまな課題を地域が自主的に発見し、解決すること、すなわち、地域の共通課題に係る政策の形成・決定・実施・評価を自らが行うことにより、地域が主体となって地域における公共活動を担うことが求められています。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

【地域コミュニティ推進体制イメージ図】



第4章 自助・共助・公助による地域福祉の推進

第2次福祉21ビーナスプランでは、地域のなかで包括的なケアを展開していくために、茅野市民プランの「まちづくりの構想」と整合させた、「自助、共助、公助」という3つの支えを大事にします。その人らしい生活を支えていくためには、これら3つの支えがバランスよく整っていることが重要です。とくに現代社会で失われがちな「自助」を再生し、今よりももっと多様な「共助」をつくりだし、さらに充実した「公助」を整備していきます。

1 本人や家族、友人や近隣による支えあい（自助の再生）

市民力の向上には、自らできることは自ら行う、自分たちの地域は自分たちでつくっていくという市民一人ひとりの「自助」の心がけが欠かせません。行政任せでは、この住民自治は実現しません。茅野市に住んで良かったと実感できるためには、まず、市民一人ひとりがまちづくりに参加し、自己実現による達成感を実感できることが大切です。

私たちの生活の基本は家族であり、一人ひとりが大切にされなければなりません。またその人らしい生活をしていくためには本人の意思が大切です。介護保険制度など今日的な社会福祉サービスは契約にもとづくものであり、本人や家族の自己選択や自己決定ができる力、すなわちサービスを利用する力が求められています。こうした本人の努力や、家族が支えあうために必要な支援をしていく必要があります。

そのためには、本人や家族の努力だけではなく、近隣の方たちや友人、知人たちからの「支え」が大切になることもあります。このようなことも含めて、第2次プランでは「自助」とします。

これから地域福祉を推進していくためには、公的な保健福祉サービスが提供されるだけでなく、住民自らがサービスを創り出すことが必要になってきます。自分たちの生活のなかで生じる福祉課題を他人事にせず、一人ひとりの問題として受け止める意識づくりと、その解決に向けて知恵を出し合い、解決に向けて実行することが求められます。「お互い様の気持ち」を大切にし、地域のきずなを再構築するとともに、「自助」によるさまざまな「支え」の可能性を模索していきます。

2 ボランティア活動や住民相互の支援のしくみやサービス（共助の構築）

地域力の向上には、隣組、区・自治会、地区単位での具体的・実践的な取り組みを通した「共助」が不可欠です。地域コミュニティを土台に、福祉、環境、子育て、防災などの分野で隣同士の支えあいのしくみをつくっていきます。

共助とは、個人や家族が地域で暮らしていくために力を出しあう自助と、介護保険など制度的なサービスによる公助との間に位置します。

ボランティア活動の活性化、会員制度による住民参加型福祉サービスの拡充、N P O 法人*などによる市民活動を盛り上げていきます。また隣組、区・自治会、地区といった組織で計画的に福祉活動に取り組んでいくことも重要な共助です。自助よりも組織的であり、目的を持って計画的に推進されるところが違いになります。

具体的には、市内10地区に設置された地区コミュニティ運営協議会の活性化が重要になります。各地区で策定された「地域福祉行動計画」が、地区コミュニティ運営協議会を軸に、地区社会福祉

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

協議会、民生児童委員や福祉推進員などが一体となって実践されていくことが期待されています。その際、保健福祉サービスセンター地域福祉推進係と茅野市社会福祉協議会の地域生活支援係は、積極的に地域に出向き、課題を見つけ、必要に応じては地域の皆さんに働きかける役割を果たしながら、地域福祉行動計画の推進をバックアップし、地区コミュニティセンターとともに4層（地区）や5層（区・自治会）における地域での支えあいのしくみづくりを支援していきます。

特に、これから保健福祉サービスセンターには、個別支援を通じて見えてくる共通した生活課題を地域全体で共有するとともに、地域の中にある社会資源や市民活動を結びつける役割が期待されます。コミュニティソーシャルワーク*の視点に基づいた取り組みを進めることが「福祉でまちづくり」のさらなる展開につながります。

またボランティアやNPO法人*などへの積極的な支援や、市民や企業などとの協働による地域福祉の財源づくりなどもこれから求められる取り組みです。

3 制度にもとづく行政や専門機関によるサービス（公助の拡充）

「公助」の機能を最大限に發揮するには、行政力の向上が不可欠です。市民の安全や安心を確保し、社会的弱者へのセーフティネット*を構築することが、行政の基本的な役割となります。

保健福祉の視点から見た「公助」は、社会福祉や保健などの法律を基軸とした国の支援と、市や茅野市社会福祉協議会が実施する独自のサービス等を整備し、必要な人への的確に提供できることが重要です。

特に、地域におけるセーフティネット*の構築は今後の保健福祉サービスセンターに求められる重要な役割でもあります。茅野市では、福祉21ビーナスプランのもとに、孤独や孤立を見逃さない姿勢を、さまざまな支援をとおして示していく必要があります。

そのため行政は、茅野市社会福祉協議会と協働し、保健福祉サービスセンターを中心にケアマネジメント*の手法を確実に実行することに加え、障害・高齢・児童等各分野別事業の円滑な実施により、保健福祉サービスの計画的な整備に取り組まなければなりません。

また、第1次プランで整備された各種の専門機関は、それぞれに機能を発揮していますが、お互いの機能が結びつくことにより、さらに大きな効果を生むことが期待できます。保健福祉サービスセンターはこうした専門機関と地域（個人）をつなぐ役割を担うわけですが、地域の中で保健福祉サービスセンターが十分に機能を発揮するためには、健康福祉部3課（地域福祉推進課、保健課、こども・家庭支援課）による応援体制や環境づくりが不可欠になります。

【自助の再生・共助の構築・公助の拡充】

第2次プランでは「住んでてよかった茅野市」という市民ニーズにこたえるため、この「公助」による支援の拡充と住民参加による「共助」の支援を研究・開発していくとともに、それらの支援を「自助」でつなげ支えていくよう、お互いの役割の明確化と、環境整備に取り組みます。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

第5章 福祉21ビーナスプランと市民プラン

1 市民プランの保健・医療・福祉分野施策との整合

茅野市では平成20年度から第4次総合計画として「茅野市民プラン」をスタートしており、福祉21ビーナスプランは、この「茅野市民プラン」を上位計画とし保健・医療・福祉の分野を担っています。

分野別ネットワーク「福祉21茅野」は、この分野における「市民プラン」策定に主体的に関わり、福祉21ビーナスプランの施策との整合を図ってきました。

「茅野市民プラン」は、「みんなでつくる、みんなの茅野市」を合い言葉に、これから10年を見据え、多様化する市民ニーズに的確に対応するため、市民、民間団体、事業者等と行政が協働して、市民総参加のまちづくりを進めていくものです。

「人も自然も元気で豊か 躍動する高原都市」と定めた将来像の実現のために掲げた8つの政策のうち「お互いに支えあい、その人らしく暮らせるまちづくり」では、福祉21ビーナスプランの推進を基本とした地域福祉の増進、いわゆる保健・医療・福祉分野で必要とした施策の展開を掲載しています。

第2次プランでは、この施策と第1次プランの検証・課題との整合を図るため、福祉21茅野の各専門部会で重点的に議論を重ねていただき、その報告を基本として新たな施策体系を構成し展開していきます。

また、各専門部会で議論を重ねてきた結果としてまとめられた報告書（「第VI編 資料1」を参照）は、市民プランを始めとした各専門分野にある個別計画と整合し、それぞれの計画にある共通した具体的な施策は互いを補い合っていることもあります。施策の展開や進行管理に際しては計画相互の連携が重要となっています。



2 市民プランにおけるビーナスプランに関連した施策

「茅野市民プラン」の政策体系では、福祉21ビーナスプランに関わる部分が保健・医療・福祉分野（第1章）だけではなく、市民のライフプラン*やライフステージ*に合わせていてことから他分野の政策に体系化されているものもあります。ここでは、「第2編 第3章 第2次計画に向けての重点課題」から見た、市民プランの各施策・細施策（分野別）を、表により整理しました。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

「第2次計画に向けての重点課題」と市民プランとの関連

課題	1 総合相談支援システム（地域包括ケアシステム）の定着と効果的な運用
市民 プラン の各 施策	<p>第1章 「お互いに支えあい、その人らしく暮らせるまちづくり」</p> <p>施策1 福祉21ビーナスプラン（地域福祉）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 保健福祉サービスセンターの充実 2 利用者本位の福祉サービスの提供と適正化 3 保健福祉と子育ての連携 6 地域自立生活支援 9 第2次福祉21ビーナスプランの策定・推進 <p>施策2 高齢者保健福祉の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 介護保険の推進と介護予防の充実利 <p>施策3 障害者保健福祉の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 生涯にわたった支援体制の確立 <p>施策4 認知症施策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 相談機関と医療サービスの充実 3 介護サービスの充実と施設整備 <p>施策5 健康づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 3 歯科保健事業の充実 5 疾病予防対策の推進 <p>施策6 地域医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 地域医療の推進 <p>施策7 生活支援と社会保障の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 社会保険制度の安定した運営 3 生活支援総合相談の推進
子 育 て ・ 教 育 分 野	<p>第3章 「生涯を通じて楽しく学び続ける、元気で心豊かな市民を育む」</p> <p>施策1 周産・乳幼児期 みんなと遊び、人間としての生活や心の基本を身につける</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 子どもの「育ち」の視点に立って保健・医療・福祉・教育が連携した支援を行います <p>施策6 生涯を通じ学び続けることのできる学習機会の充実と場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 3 保育所の充実
行政 経 営 分 野	<p>第6章 「住民自治のしくみづくり」</p> <p>施策2 パートナーシップのまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 分野別市民ネットワークづくりの推進 3 地域コミュニティと分野別ネットワークとの連携 <p>施策5 男女共同参画社会づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 男女共同参画の推進

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

課題	2 住民主体の小地域福祉活動の計画的推進	
市民プランの各施策	子育て・教育分野	<p>第3章 「生涯を通じて楽しく学び続ける、元気で心豊かな市民を育む」</p> <p>施策1 周産・乳幼児期 みんなと遊び、人間としての生活や心の基本を身につける 2 子どもが安心して育つことのできる環境をつくります 4 家庭や地域との連携により家庭養育の補完を行う保育の充実と幼稚園への支援をします</p> <p>施策5 熟年期 蕁えた知識、技能を地域社会に活かし健康でゆっくりとした時間を味わう 1 蕁えた知識・技能を活用し、地域に役立つ場を提供します</p>
課題	3 新たな福祉課題の把握と対応（権利擁護、ひきこもり、外国籍市民など）	
市民プランの各施策	保健・医療・福祉分野	<p>第1章 「お互いに支えあい、その人らしく暮らせるまちづくり」</p> <p>施策1 福祉21ビーナスプラン（地域福祉）の推進 4 外国籍市民への支援 11 権利擁護の推進</p> <p>施策3 障害者保健福祉の充実 4 障壁のない、移動しやすい、すべての人に快適なまちづくり</p> <p>施策5 健康づくりの推進 4 母子保健システムの確立 6 こころの健康</p> <p>施策7 生活支援と社会保障の充実 1 生活支援の充実</p>
子育て・教育分野		<p>第3章 「生涯を通じて楽しく学び続ける、元気で心豊かな市民を育む」</p> <p>施策2 児童・思春期 みんなと学び、豊かな人生を送るための基本を身につける 1 子どもの「育ち」の視点に立って教育と福祉が連携した支援を行います</p> <p>施策3 青年期 若さを楽しみながら社会で活躍するための基本を身につける 2 社会参加への支援と自主活動の応援をします</p> <p>施策6 生涯を通じ学び続けることのできる学習機会の充実と場の提供 2 子どもと家庭を応援する組織の充実とネットワークの強化</p>
都市基盤分野		<p>第5章 「快適で安らぎのある高原都市づくり」</p> <p>施策5 災害に強い、安全で明るいまちづくり 2 防災体制の充実</p> <p>施策6 公共交通の確保 3 地域内交通の確保</p>
国際化分野		<p>第7章 「心豊かな多文化共生社会を創る」</p> <p>施策1 外国籍市民の生活応援 2 保健・医療・福祉応援体制の確立 3 子育て・教育応援体制の確立</p>

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

課題	4 住民参加や健康増進による福祉的予防の増進
市民プランの各施策	<p>第1章 「お互いに支えあい、その人らしく暮らせるまちづくり」</p> <p>施策1 福祉21ビーナスプラン(地域福祉)の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 5 福祉領域での予防の推進 8 地域福祉活動計画推進への支援 10 福祉・コミュニティ温泉の活用 <p>施策2 高齢者保健福祉の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 生きがい活動と社会参加への支援 <p>施策3 障害者保健福祉の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 地域を基盤とした自立生活の支援 3 自己実現と社会参加への支援 <p>施策4 認知症施策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 4 地域での見守りや支えあいの強化 <p>施策5 健康づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 運動習慣の定着と地域活動支援
子育て・教育分野	<p>第3章 「生涯を通じて楽しく学び続ける、元気で心豊かな市民を育む」</p> <p>施策2 児童・思春期 みんなと学び、豊かな人生を送るための基本を身につける</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 子どもが安心して夢をもって育つことのできる地域をつくります <p>施策3 青年期 若さを楽しみながら社会で活躍するための基本を身につける</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 若さを楽しみながら、よい社会生活や家庭生活を送るための学びや場を提供します
課題	5 医療、保健、福祉と生涯学習の連携による福祉意識の醸成
市民プランの各施策	<p>第1章 「お互いに支えあい、その人らしく暮らせるまちづくり」</p> <p>施策1 福祉21ビーナスプラン(地域福祉)の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 7 生涯学習の推進と地域福祉の担い手の育成 <p>施策4 認知症施策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 理解・予防と早期発見 <p>施策5 健康づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 食育の促進と食の啓発
子育て・教育分野	<p>第3章 「生涯を通じて楽しく学び続ける、元気で心豊かな市民を育む」</p> <p>施策1 周産・乳幼児期 みんなと遊び、人間としての生活や心の基本を身につける</p> <ul style="list-style-type: none"> 3 子どもたちが様々な遊びや体験を通して心と体を育てられるよう応援します <p>施策2 児童・思春期 みんなと学び、豊かな人生を送るための基本を身につける</p> <ul style="list-style-type: none"> 3 子どもたちが様々な体験を通して成長し、社会の一員として自立できるよう応援します <p>施策4 壮年期 社会を維持し、次世代を育成するため心身ともに健康で家族との生活を楽しむ</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 家族との生活を楽しみながら、子どもたちをよく育てるための学びの提供と支援を行います 2 健康で、家庭や地域社会でよりよい人間関係を築くための学びを提供します <p>施策5 熟年期 蕁えた知識、技能を地域社会に活かし健康でゆっくりとした時間を味わう</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 ゆっくりとした時間を味わい、生涯にわたって学び続ける場を提供します 3 健康で、家族や地域で仲良く暮らすための学びを提供します <p>施策6 生涯を通じ学び続けることのできる学習機会の充実と場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 市民の生涯学習活動と市民参画参加型社会の充実

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

第6章 福祉21ビーナスプラン各専門分野

1 広域・市全域の組織と施設

茅野市を含む広域圏（諏訪地域）における保健・医療・福祉・生涯学習に関する組織や施設にはさまざまなものがあり、相談体制や直接支援の担い手として位置付けられています。茅野市が第2次プランで掲げている「地域でその人らしく暮らすこと」を支援するためには、広域圏におけるニーズを的確に把握することが必要であり、それに応えられるような機能を有するよう広域圏での要望と調整を図る必要があります。

さらに、施設の配置計画や利用者の分布状況によっては、八ヶ岳山麓を区域とする1層を、その状況に応じたとらえ方をしていくことも大事な要素になりますので、必要な検討を行い関係者の合意を得ながら進めていきます。

2 福祉21ビーナスプランと保健

（1）健診機会の拡大と受診率の向上

福祉21茅野健康・検診部会の前身である健康づくり部会では、従前から予防活動の重要性が指摘され、なかでも、社会を支える40代、50代といった働き盛りの人たちの健診機会の拡大に着目して議論が進められてきました。

その結果、従来からの集団検診に加え、「施設健診」という方法での受診を取り入れ、住民が居住地にとらわれることなく希望する医療機関で受診するしくみを作りました。このことで、健診率の向上だけでなく、家庭医との良好な関係が築かれていくことを狙っています。

こうした中で、市全体の受診率の向上に視点が注がれ、従来からの健診に関する情報を、よりわかりやすく提供する方法も検討されてきました。

高齢者にもわかりやすく、さらに健診を受ける必要性の説明を加えていくなど工夫をしていき、市民の健康管理への意識や健診への受診意欲の向上につながるよう、茅野市健康管理センターを中心となって市民の意見を取り入れる形で健診情報の見直しをしていきます。

（2）健康づくり運動の推進

市民の健康づくり運動は茅野市健康管理センターが主体となって推進していますが、今後は、地域を中心に健康づくり運動を実施していくことに重点を置き、保健福祉サービスセンターを中心とした地域の健康づくり運動も進めてきています。

各保健福祉サービスセンターの保健師は、茅野市健康管理センターの保健師の支援のもと、地域の医師、リハビリテーションスタッフ、栄養士、薬剤師、あるいは保健補導員、食生活改善推進協議会や公民館、その他の民間の組織と連携をとりながら、保健福祉サービス地域（エリア）、さらには地区（4層）や区・自治会（5層）を舞台に健康づくりの運動を展開していきます。

福祉21ビーナスプランにおける健康づくり運動には、生涯学習の視点から、仲間づくり、地域づくりの意図を踏まえた取り組みが大切になってきます。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

このように、健康づくり運動を進めていくために、健診後の指導も含めた健康相談、健康学習や福祉学習、あるいは関係者の組織化などが必要になりますが、それは保健福祉サービス地域（エリア）の住民の基本的な活動とも合わせて、その内容を創造的に展開させていくことが大切になります。

（3）保健計画の推進

「健康の保持」は地域でその人らしい生活を送るための基本ですが、日常生活のなかで気には留めていても、ついおろそかにされがちな極めて重要な課題です。

現在、茅野市には保健分野に関する計画として「健康づくり計画」、「高齢者保健福祉計画」、「障害者保健福祉計画」、「食育推進計画」があり、このうち、健康づくり計画については、毎年「健康づくり推進協議会」において計画の進捗状況が検討されるとともに、計画の推進に向けた市民向けの広報・啓発イベントとして、多くの関係団体の参画の下に「健康づくりのつどい」が開催されています。

今後はさらに踏み込んで、健康寿命の延伸と、働き盛りの年代層の健康保持のために「自分の健康に対する自己責任」の意識が啓発・醸成できるよう、食生活推進協議会や保健補導員会・OB会など関係組織の一層の連携を図り、各家庭での取り組みや地域の活動のなかから保健計画が着実に進展するための体制を整備します。

（4）健康管理センター

茅野市健康管理センターは、赤ちゃんからお年寄りまで市民の健康管理と健康教育の場として健診検査・予防接種などの健康増進事業の充実を図り、総合的な保健サービスを提供します。

また、この茅野市健康管理センターには保健師や栄養士などが常駐しているため、4つの保健福祉サービスセンターの保健業務の中心的な役割を担っていくとともに、関係部署と連携して、第一次予防・第二次予防を中心とした健康づくり・地域保健活動などの推進を図ります。

3 福祉21ビーナスプランと医療

（1）医療機関の連携

第1次プランの策定に関わってきた福祉21茅野在宅支援部会と連動して検討を進めてきた地区医師会からは、地域の開業医が家庭医として診診連携・病診連携、あるいは他職種との連携を背景に住民の健康を守っていくことの必要性が提言されています。

医師どうしの連携が実行あるものとなり、また歯科診療や、薬剤師による服薬指導などが住民にとって身近で利用しやすいものとなるためには、今後も議論を深めていく必要があります。さらに、訪問看護ステーション相互の連携・役割分担については、サービスを利用する住民の利便性を考慮し、現場レベルで細かい部分まで検討した上で合意形成を図る必要があります。

なお、このような検討を通じて、地区医師会内に家庭医の相談・照会窓口が開設されました。

（2）在宅医療ネットワーク（茅野地区医師会での検討から）

茅野地区医師会では、在宅で療養中の患者さんの急変等の際にも医師のアドバイスや診療がスム

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

ーズに受けられるように「在宅医療ネットワーク」を構築しました。

①メンバー

・市内の開業医

患家からの連絡がまず入る家庭医、患家のある保健福祉サービス地域（エリア）内にあって家庭医の次の受け皿になる連携医、さらにその次の受け皿となる協力医を設定します。保健福祉サービス地域（エリア）ごとに連携医と協力医が配置されます。

・諏訪中央病院

患者受け入れのための後方病院です。

・訪問看護ステーション

りんどう、こまくさ、諏訪中央病院。

②連携とチームワーク

実際に急変などの際の具体的な情報の流れ、チームワークの取り方などはこれからの検討課題です。

③患者情報の共有化

ネットワークが機能するためには情報の共有化が必要ですが、この点に関してもこれからの検討課題です。当面は健康手帳や茅野市福祉診断書等を活用する方向で検討中です。

■ワンポイント「診診連携」「病診連携」

医療機関には「診療所」と「病院」があります。診療所と病院が、医療の機能分担や専門性を追究し、お互いの機能特性を有効活用することにより、患者が継続性のある適切な医療を受けられるようにすること。「診療所」と「病院」の連携を『病診連携』といいます。この仕組みにより、地域における効率的で質の高い医療の提供が可能になり、医療費の削減にもつながります。

「診療所」には、内科をはじめ、整形外科・眼科・産婦人科など様々な専門科があります。市内の診療所では、各々の専門の医療機関が他の診療所と連携しながら患者の診療にあたっています。この診療所と診療所の間の連携を『診診連携』といいます

4 福祉21ビーナスプランと個別分野計画

（1）高齢者保健福祉計画の推進

高齢者保健福祉計画は、元気な高齢者あるいは介護を必要とする高齢者などそれぞれの状況にある高齢者の生活意識の変化や社会情勢の変化を踏まえて、その先にある「超高齢社会」を見据えた福祉支援を体系的に考えていくものです。

現状では、ひとり暮らしの認知症高齢者、老々介護、介護放棄などのように、高齢者の支援に関しては深刻化した課題が増加しており、福祉21茅野高齢者保健福祉部会と認知症部会で報告されている課題とも通じています。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

○高齢者への支援のあり方

高齢者を支える仕組みには介護保険制度がありますが、サービスに対する個別ニーズの多様化や、増加していく高齢者に対して現行水準のサービスを今後も維持できるかなどの課題があります。一方、この課題に合わせて施設や介護サービスの量を増やすことは、介護保険料やサービス利用時の自己負担額の増額などにつながります。

そのような中、高齢者へのサービスは、高齢者の尊厳を保持し可能な限りのその人らしい生活をおくるための支援を目指した形で提供されることが理想です。介護者の負担軽減だけでなく、本人の希望を踏まえその人らしい生活を促すケアマネジメント*が要求されており、このような現状を踏まえ、今後は茅野市の高齢化に関する問題を市民全体で考えていく必要があります。

○認知症や高齢者虐待問題

認知症などにより判断能力が低下した方への権利擁護は不可欠であり、ひとり暮らしの高齢者を狙った詐欺や、虐待などを防止するシステムは早急に整備していく必要があります。

さらに身近な地域においても、認知症や権利擁護などに対する視点や知識は欠かせないものとして、このような問題に目を向けていただくことが必要です。今後は市が中心となって認知症サポーターの養成講座や、高齢者が抱える問題をテーマとした研修会や学習会の開催を継続的に取り組んでいきます。

○元気高齢者への生きがい対策

高齢化現象を、元気で時間のある世代の人口が増えると捉えると、高齢者の豊富な経験や知識、技能を次世代に受け継ぐなど地域社会に積極的に還元していくことは、豊かな地域づくりにつながると考えます。特に、高齢者の就労機会を増やす取り組みは、生きがいだけでなく新たな産業を生む可能性も秘めています。このように、元気高齢者のための施策に取り組むことは、まちづくりにつながる取り組みであると考えます。

第4期高齢者保健福祉計画でも元気高齢者の施策や支援について取り上げていますが、様々な施策の具現化のためには、十分な情報提供とともに、元気高齢者の生活実態や意識等を把握することを推進していきます。

(2) 障害者の社会参加へのしくみづくり

「茅野市障害者保健福祉計画」の推進は、国の動向を注視しながら柔軟に対応することが必要になります。それに加え、障害者の生活実態を捉え、より具体的に計画を推進するためには、アンケートやヒアリング調査等をより丁寧に実施し、障害者自身だけでなく障害者を支える家族や事業所、さらにこれからは、地域の声やニーズ等にも目を向ける必要があると考えます。

○障害者への支援のあり方

平成18年4月からの障害者自立支援法の施行以来、障害者の生活環境は大きく変化しました。支援やサービス提供のあり方も従来のような障害別等級別の縦割的ではなく、発達障害を含むすべての障害に対して、個々の生活のしづらさに着目した支援へと転換してきています。また、サービス提供の主体が市町村に移ったことで、より地域の実情に合ったサービスの創設が期待されています。

○地域における福祉意識の醸成

障害者が、地域の中でその人らしく自立した生活を送るために、地域の基盤整備だけでなく、適切なケアマネジメント*の提供や地域住民の福祉意識の醸成が必要です。今後は、公的サービスだけでなく、NPO法人*や地元企業、ボランティアといった地域資源など、これまで福祉事業に関わりのなかった団体や組織、コミュニティに対しても積極的に情報提供をし、基盤整備を支援してい

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

くことで、保健福祉サービスセンターを拠点とする包括的な支援システムの定着とともに、グループホーム*、就労場所、地域活動支援センター*等、自己実現と社会参加の場の充実を考えていきます。

また、住み慣れた自宅や地域の中で、普通に、当たり前に暮らしたいと願う障害者の思いとともに、障害者の分野が地域に根差した福祉へ展開していく仕組みづくりをします。

○地域活動など社会参加への支援

市民プランの理念である「お互いに支え合い、その人らしく暮らせるまちづくり」を具現化していくためにも、障害者が一方的な「福祉の受け手」ではなく、「地域福祉の担い手」として地域の活動に参加していくよう、地域の中でお互いに知り合いわかりあえる機会をつくったり、各地区で策定されている地域福祉行動計画の推進に参画したりと、地域に暮らす様々な人とつながる仕組みに自ら入り込んでいくことが必要であるとともに、その社会参加への支援を考えていきます。

（3）子育て・親育ちへの支援について

少子化や核家族化の進行、そして価値観の多様化等により社会状況が大きく変わってきております。それに伴い、子どもを取り巻く環境も大きく変化しており、育児に不安や疲れを感じる親が増え、虐待の問題も増加しています。

このような中で、誕生から成人までの子どもの成長過程を家庭だけで見守るのではなく、時代に即応した新しい子育て支援が不可欠となってきています。さらには、地域の大人の意識も変えていかなければならない必要性に迫られています。

第2次茅野市こども・家庭応援計画（どんぐりプラン）では、「たくましく、やさしい、夢のある子ども」を基本理念に、教育と保健、医療、福祉、そして地域が一体となって子どもが生まれる前から18歳までの子育て・子育ちに必要な支援を計画的に推進していくこととしており、第2次プランでは、この「どんぐりプラン」と「市民プラン」との整合と、福祉21茅野子育て・親育ち部会等での検討を踏まえ、地域福祉の視点からの支援を考えています。

今後は、「こども・家庭応援センター」と「保健福祉サービスセンター」を中心としながら、ひとり親家庭や外国籍市民の家庭、様々な問題を抱えて助けを必要としている子育て家庭なども含め、問題を抱えた人が気軽に相談できる環境を整え、ひとつの問題に対して早期の問題解決・支援ができるよう、関係機関と連携して情報の共有化、継承を図っていきます。

○子育てへの総合相談・支援

子どもや家庭に関する総合的な相談・支援の拠点「こども・家庭応援センター」と4つの保健福祉サービスセンターは、「安心して楽しく喜びを持って子どもを産み育てることができるまちづくり」を目指して、ひとり親家庭や外国籍市民の家庭など様々な問題を抱えている子育て家庭が気軽に相談できる環境を整え、ひとつの問題に対して早期の問題解決・支援ができるよう、関係機関と連携をしていきます。

とくに個別支援では、児童虐待や要保護児童への対応などを、保育園や学校、または地域での早期発見から、問題を抱えた子どもや家庭を取り巻く環境（家族・地域・学校など）にまで一歩踏み込んだ相談・連携をし、包括的なソーシャルワーキングを考えていく必要があります。

○発達障害や児童虐待などの早期発見

保健分野では、妊娠、出産、育児において母子を中心とした家族の心身の健康づくりを行っていくとともに、子どもへの健診を通じた発達障害や児童虐待などの早期発見と関係機関への連携を充実させていきます。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

○必要な情報の提供

安心して子育てをしていただくためには、これらの相談窓口や支援体制などの情報が市民の手に届くところになくてはなりません。情報ニーズを把握し、必要とする相談機関と迅速に相談ができるような、わかりやすい情報と「市民に届く」方法を工夫していくことが必要です。

5 住民参加活動と福祉教育・学習

これから地域福祉を推進していくためには、公的な保健福祉サービスが提供されるだけでなく、住民自らが「創り出す」ことが必要になってきます。自分たちの生活のなかで生じる福祉課題は、決して他人事なのではなく、一人ひとりの問題として受け止め、その解決に向けて知恵を出し合い、「自助」「共助」「公助」それぞれのしきみにおいて果たすべき役割を明確にしながら、住民と行政のパートナーシップによる福祉でまちづくりを進めていくことが大切です。

保健福祉サービスセンターが小地域の住民参加による福祉活動を支援していくなかで、茅野市社会福祉協議会（以下「市社協」）がその推進的な役割を果たすことを期待しています。

（1）ボランティア・市民活動センターにおける福祉でまちづくり

市社協は、地域福祉活動計画後期計画に基づき「ボランティア・市民活動センター強化プラン」を策定し、この強化プランに掲げているボランティア・市民活動センターの機能・役割を充実していくことが重要と考えています。これまでの市域（2層）を中心とした活動団体等への支援や集団的なボランティア活動の展開から、今後は、保健福祉サービスセンターのコミュニティソーシャルワーカー*が地区ボランティアの活動支援を積極的に行い、地区（4層）や区・自治会（5層）の個別支援に関わっていけるような地域に根差したボランティア活動の育成を展開していきます。

このボランティアの力を「共助」のしきみの大きな柱として個別支援につなげていくとともに、地域住民がボランティア活動に参加しやすい環境の整備を図るために、拠点の整備や市社協の職員体制の強化についても検討していきます。さらに、福祉でまちづくりを進めていく上で欠かせないきめ細やかな情報提供を始め、活動の相談、あるいは具体的な参加を促していくための学習の機会の提供や活動メニューの開発なども進めていくことを考えています。

（2）福祉教育・学習の推進

今回の第2次プラン策定のなかでも、福祉意識を高めていくことの重要性、あるいはボランタリ－な意識を育んでいくことの必要性が指摘されてきました。「福祉サービスを利用することへの抵抗感」、「ボランティアへの誤解や中傷」、「障害への偏見や無理解」、「社会福祉への無関心」など、こうした一人ひとりの福祉意識が変化していかなくては、市民は、地域のなかで安心して豊かな生活を営むことはできません。本当に心から「住んでてよかった」と思えるには、この福祉意識をお互いに高めあっていくことが不可欠だと言えます。

○体系的な福祉教育・学習の必要性

平成19年度に策定された障害者保健福祉計画のニーズ調査の結果報告のなかでは、障害のある人に対する住民理解や地域の人の偏見や誤解については10年前と比較しても大きな変化が見られないことが大きな課題とされ、「福祉教育の充実」の重要性が指摘されました。そのためには、幼児期から生涯にわたって、いろいろな場面で「福祉にふれる、学ぶ、携わる」機会が大切であり、小学校や中学校なども参画していくような体系的な福祉教育・学習が必要です。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

○(仮称)生涯福祉学習推進会議について

福祉21茅野福祉教育・学習部会では、第1次プランで構想してきた「仮称：福祉教育推進協議会」を具現化していくことを基本に検討をしてきました。

検討のなかで、就学前・就学中・就学後といった生涯にわたり福祉の学習をしながら、福祉の視点でまちづくり・ひとづくりを推し進めることを目的とした「(仮称)生涯福祉学習推進会議」を設置することが考えられました。

この会議は、第2次プランの重点施策である地区（4層）または区・自治会（5層）での地域福祉の展開を重視し、「生活圏の5つの階層」にとらわれない幅広い人材で構成し、パートナーシップのまちづくりの手法による公民協働の場としていきます。

具体的には、市民（子ども自身や保護者、福祉サービスの利用者、地域のボランティア団体など）と行政、教育機関、茅野市社会福祉協議会などで構成し、立場を超えた自由な発想による意見交換を通じて「生涯福祉学習」の実現を目指します。

役割としては、地域や市内施設（保育園、学校、公民館など）にはたらきかけて福祉学習の活発化を図ることや、市内のさまざまな組織・団体・グループの活動に「福祉の視点」持つようはたらきかけ、また相互の連携を推進していくこと、さらには福祉学習の機会を企画することが考えられます。

今後は、福祉21ビーナスプランの4つの理念を一人ひとりの市民に問い合わせながら、共に学んでいく機会を提供していくための機関として設置していくことが必要です。

6 わかりやすい保健福祉情報の提供

福祉21茅野専門部会のいずれにおいても「情報」の必要性が指摘されていました。

「情報」には、「伝える」「つなげる」「広げる」「利用する」という重要な要素がありますが、第1次プランが策定されたころは、広報誌やチラシなどの印刷媒体、テレビやラジオといった放送媒体や、人と人とのつながりの中での会話から伝わる「口コミ」が主な情報提供・流通の手段でした。

そのようななか、国の政策により急速にインターネット環境が普及し、保健福祉分野においてもあらゆる情報を早く、大量に提供できるようになりました。

しかし、必要なときに必要な情報を得られる体制が不十分であることが現状であり、例えばインターネットからの情報は、携帯電話やパソコンなどの情報機器を扱えない、利用することができない、または必要な情報を探しにくいなどの課題がありますし、従来の印刷物でも、掲載された情報が多くなることから必要な情報を探すのに時間がかかるてしまう、テレビやラジオでは放送時間にしか欲しい情報が得られないなど様々な課題があります。

さらに、その情報があまりに複雑で細かいことから内容が見づらい、わかりづらい、あるいは表現によっては誤解を招く情報などもあることから、必要とする人の目線での情報作成や表現をし、あらゆる手段での提供が必要です。

また、情報を伝達する方法はマスメディア等だけでなく、人から人へ伝わることも非常に有効かつ重要と考えます。保健福祉サービスセンターーやこども・家庭応援センターのような機関が保健福祉分野のあらゆる情報収集・発信の拠点となり、支援者と利用者の情報交換だけでなく、利用者同士の情報交換、支援者同士の情報交換が出来る場所として活用されるようになることが望まれます。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

7 外国籍市民への支援

現在、茅野市には31カ国936人の外国人登録者（外国籍市民）が暮らしています。外国籍市民といつても、長期間住んでいる方、就労状況によって流動的な生活を送る方、日本人と結婚している方、研修生、学生など、生活のスタイルも様々です。

福祉21茅野多文化共生部会では、こうした茅野市に暮らす外国籍市民への保健・医療・福祉・教育の分野での課題を取り上げ、それに対しどのような支援ができるかを検討してきました。

外国籍市民の方は、生活スタイルに関わらず、言葉や文化、習慣などの違いにより、地域や近隣の人たちとつながりを持って生活することが難しいのが現状で、行政が委託するNPO法人*や個人のボランティア活動が対応・支援を行ってきましたが、外国籍市民が抱えている問題やニーズに関する情報は十分とは言えず重要な課題となっています。

今後、「多文化共生」という大きなテーマに対し、情報提供のインフラ整備をするだけでなく、外国籍市民がその人らしく地域の中で暮らせるように、対応・支援のあり方について検討を重ねていくとともに、より個別化し深刻化する問題解決のために、行政やNPO*、個人のボランティア活動だけでなく企業や地域が協力いただけるような仕組みづくりを考えていきます。

8 福祉移送を考える

高齢者事保健福祉計画や身体障害者保健福祉計画の重点課題として、公共交通機関や福祉移送などへの支援が掲げられています。また、この2つの計画に共通する課題と茅野市の公共交通の現状を踏まえて、いわゆる交通弱者が利用しやすい交通手段や移動施策などを、福祉21茅野専門部会「福祉移送を考える会」で検討をしてきました。

身体障害者・高齢者等のいわゆる交通弱者に対する移動手段の確保は、年々深刻化し、需要も個別化しています。

安全で、体への負担が少なく、安価な乗り物であり、誰にとっても利用しやすいバリアフリー*の形の公共交通であることが最も望ましく、特に、身体障害者や高齢者等にとっては、社会参加する機会が増えるとともに、閉じこもり予防や介護予防にもつながります。このことは、これから訪れる超高齢化社会に対応するための重要な課題であると言えます。

茅野市では、公共交通のあり方の検討を進めており、福祉バスビーナちゃん*の運行や茅野市社会福祉協議会の移送サービス事業への支援など、市民の移動、移送に対する各種のサービスや取り組みを実施しています。今後も、市民のニーズを十分に把握し、需要に対する十分なサービス供給に向けて、出来ることから具現化していく必要があります。

9 災害時における共助のしくみづくり

茅野市は、平成19年に「災害時要援護者支援指針」を策定し、災害時要援護者の支援のための対策や、関係機関等における災害発生時の対応のあり方を示しました。この指針を受けて、それぞれの区・自治会（5層）では「災害時要援護者支え合いマップ*（助け合いおたがいさまっぷ）」の作成に取り組んできており、現在では自主防災による避難訓練に活用しているところもあります。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

まずは出来ることから取り組み、活動している姿を住民の皆さんに知っていただくことが仲間づくりに、そして地域での日ごろからの関係づくり（共助のしくみ）につながると考えます。

○災害時要援護者支え合いマップ*からの共助のしくみづくり

「災害時要援護者支え合いマップ」を作成・活用していく中で大切なことは、自分たちの住む地域のことを一人ひとりがよく知ることや、ご近所同士がお互いに知り合い、日ごろからのお付き合いを大切にすることにつなげていくことであり、この「つながり」から災害時、さらには日常生活の中での支え合い「共助」へのひとつの展開になると考えます。

このことを踏まえ、福祉21茅野災害時住民支え合い部会では、災害時に視点を置いた住民の支え合いのシステムや要援護者への支援など「共助」のしくみづくりについて、地域住民の皆さんのがん心を持って関わりやすい「災害」と「防災」をテーマとし、「災害時要援護者支え合いマップ*」の作成に地域で取り組むことで、地域住民の意識の高揚を促し、日常の支え合いの大切さを広げていくきっかけになるとを考えました。

○地域交流と情報交換

地域の中に同じ目的を共有できる仲間を増やしながら活動の輪を広げていくことが重要であり、地域の中の住民どうしが顔を合わせて話し合える機会を増やしていくような展開をしていくことが必要です。また、福祉推進委員は、地域での支え合い活動のきっかけや参考にするために、他の地域の福祉推進委員と情報交換をしながら、マップ作成を始めとした地区や地域の福祉活動を主体的に推進していく役割として重要な存在です。

今後は、地域で作成に関わる方々や福祉推進委員が中心となって地域での「共助」のしくみづくり、災害時や日常生活の中での支え合い活動が充実していくよう、保健福祉サービスセンターや関係機関は地域を支援していくことが必要です。

10 権利擁護と成年後見制度

人権問題は、社会福祉の分野における「バリアフリー*のまちづくり」がプラン全体の理念の中にも掲げられており、また、「障害者保健福祉計画」や、「高齢者保健福祉計画」でも重要な取り組みのひとつとして扱われている分野です。

特に、「権利擁護」については、『苦情解決システム（保健福祉サービス調査委員会を含む）』と、『成年後見制度』が、「障害者福祉計画」、「福祉21茅野の痴呆対策部会答申（平成11年11月答申。平成17年7月には、認知症部会に改称）」などで取り上げられ、その必要性が強調されています。

○その人の尊厳を守り、安心した生活への支援

住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を最期まで送ることは誰もの願いです。寝たきりや認知症、障害といった心身機能の低下や不自由さによって奪われるものではあり、誰もが尊厳を持ち、尊重されなければなりません。

しかし、住み慣れた地域から離れなくてはならなくなったり、生活を脅かすような行為（虐待や悪徳商法など）によって生活の維持が困難となってしまう場合があります。

茅野市では、このような尊重されるべき尊厳を脅かすような行為に対して、早期発見、早期対応を図り、可能な限り地域での生活が送れるよう取り組んでいきます。

○情報の収集・集中・共有化

高齢者等が尊厳を脅かされている状況にあることの把握は大変重要ですが、特に、介護サービス

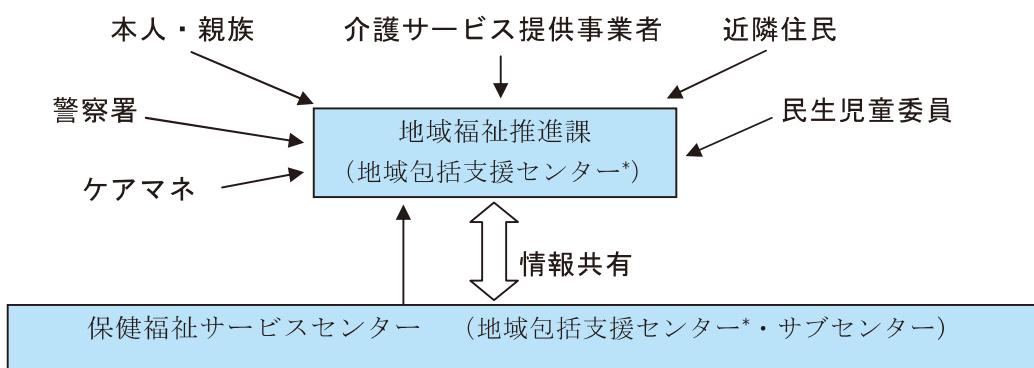
*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

等を利用していない、家庭に第三者が出入りする環境には、困難な状況です。

情報の収集のために、民生児童委員や近隣住民からの通報、介護サービス提供事業者からの通報など、通報先の周知について広報等を使い継続的に行います。

また、訪問介護や通所介護などの在宅サービスを受ける自宅や、施設サービスを受けている事業所内においても尊重されない場合があります。サービス提供事業者からや、対象者本人または家族からの訴えがあった場合など、その状況を地域福祉推進課と該当の保健福祉サービスセンターが把握し、実際の対応に関わります。このように、常に、地域福祉推進課と保健福祉サービスセンターと同じ状況を把握していくシステムを構築します。

【情報（通報）の集中化】



○権利擁護をするための事業

判断能力が低下した人への支援事業として、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」があり、必要に応じ、各事業に結びつけをします。権利擁護事業への結びつけは、当事者の判断能力がどの程度なのかを早期に判断し、対応していくことが求められます。この判断には、医療機関での判断が必要となるため、市内の医療機関への相談（受診）、医療機関からの情報提供のサイクルを構築する必要があります。

現在、茅野市社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業の利用者は、年々増加しており、中には、成年後見制度への移行が必要になっている方も多くなっています。

今後、茅野市と茅野市社会福祉協議会は、成年後見制度に対する普及啓発を図ると共に、権利擁護に関する制度の利用促進の支援体制の整備を進めます。

○後見人の人材ネットワークづくり

成年後見制度は、身寄りがいないなどの理由で申し立てをする人がいない場合、市長が申し立てを行なうことができます。しかし、申し立ては行なっても、実際の後見人については、「なり手」がなかなか見つからない点があります。

後見人には、本人の親族をはじめ、法律・福祉の専門家、福祉関係の公益法人、第三者等が選ばれます。申し立ての本人に該当者がいない場合は、決定までにかなりの時間を要することになります。

スムーズな制度利用をしていくために、後見人になり得る人物の把握をしておく必要があり、そのための人材ネットワークづくりを検討する必要があります。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

11 福祉21ビーナスプランと介護保険

介護保険制度は、平成15年度から諏訪広域連合が保険者となり運営しています。今後も円滑な運営を推進していくため、構成市町村（6市町村）との連携・協調を一層深め、住民の介護サービスの適切な利用促進を図っていく必要があります。

また、平成18年度の介護保険制度の改正により、高齢者の一元的な支援を行う機関として「地域包括支援センター*」の設置が義務付けられ、諏訪広域連合では各構成市町村ごとに地域包括支援センターを設置し運営してきました。

茅野市では、保健福祉サービスセンターがすでに地域包括支援センターの機能を有しており、住民への保健福祉の一元的な支援を実施していたことから、特別に地域包括支援センターの看板を掲げることなく、各保健福祉サービスセンターの業務として運営してきました。

地域包括支援センターには、いくつかの業務（次ページ表参照）が義務付けられていますが、実際に業務を進めていくうちに、指定介護予防支援事業（表②予防給付ケアマネジメント）に多くの時間が占められるようになり、今後の地域包括支援センターの業務全般だけでなく、保健福祉サービスセンターの本来機能への影響も懸念されるようになりました。

それを受けた形で、第2次プランの策定に関するケアマネジメント職員プロジェクトでは、保健福祉サービスセンターと地域包括支援センターの業務の整合を踏まえて保健福祉サービスセンターにおける介護保険業務を整理しました。

○地域包括支援センター*の一本化とサブセンターの設置

地域包括支援センター*の事業のうち、「指定介護予防支援事業」に係る事務的業務を地域福祉推進課の高齢者・介護保険係に一本化し、地域福祉推進課を「茅野市地域包括支援センター*」とします。また、各保健福祉サービスセンターを「サブセンター」として位置付け、「包括的支援事業」をこれまでと同様に行います。このことにより、業務全体の効率化が図られるとともに、保健福祉サービスセンター本来の機能でもある、総合相談からの個別支援「包括的・継続的ケアマネジメント支援事業」の充実が図られます。

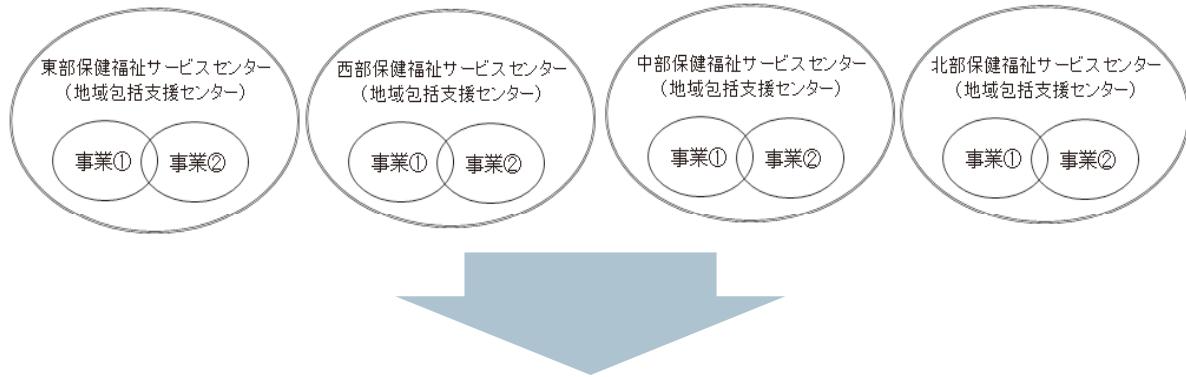
①地域支援事業（包括的支援事業）		
地域 包 括 支 援 セ ン タ ー	介護予防 ケアマネジメント事業	要介護状態になるおそれの高い65歳以上の方（特定高齢者）を心身の状況に応じて介護予防事業などの事業が包括的に実施されるよう必要な援助を行う。
	総合相談・支援事業	住み慣れた地域で安心してその人らしく生活できるよう、どのような支援が必要か把握し、関係機関につなぐ。
	権利擁護事業	高齢者虐待の防止、対応、消費者被害の防止、対応、判断能力を欠く人への支援。
	包括的・継続的 ケアマネジメント支援事業	高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、包括的・継続的なケアマネジメントが実践できるよう、地域の基盤整備を整え、介護支援専門員オンサポートを行う。
②指定介護予防支援事業		
	予防給付 ケアマネジメント	介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう予防給付に関するケアマネジメントを行う。

*①、②は制度としては別のものですが、実施に当たっては、「介護予防」という共通の考えに基づき、一体的に行われるものとされています。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

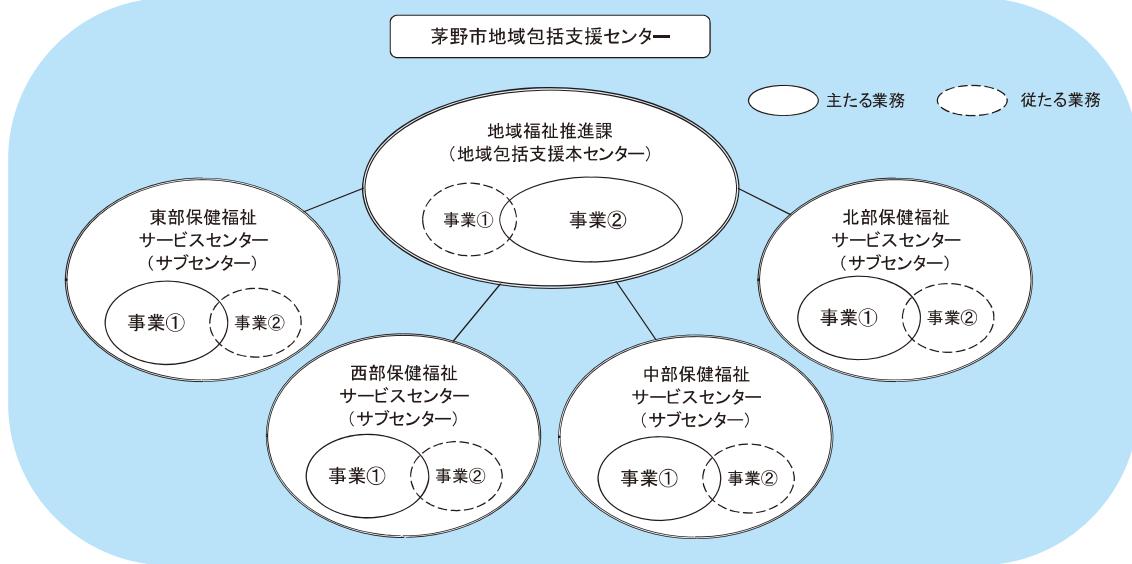
【地域包括支援センター*の再編成 イメージ図】

■再編成前の地域包括支援センター*【市内に4つの地域包括支援センター】



■再編成後の地域包括センター*

【市内に1つの地域包括支援センター*（本センターと4つのサブセンター）】



○保健福祉サービスセンターの個別支援のさらなる充実

この再編成に伴い、保健福祉サービスセンター本来の個別支援の充実と地域づくりをさらに充実させていかなくてはなりません。また、各分野の専門的機関として地域包括支援センターが位置づけられることで、保健福祉サービスセンターと各専門機関との連携がより充実したものとなります。

○地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」）は、地域包括支援センター*の公正・中立性の確保や適正かつ円滑な運営を図るために、市町村に置くものとされていますが、茅野市では福祉21茅野高齢者保健福祉部会がその機能を担っています。

今後は、本センター及びサブセンターそれぞれの状況を踏まえながら、地域包括支援センターの検証・評価を行い、茅野市の介護保険事業に関する必要事項を協議する場としての機能を強化していきます。

* 印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

12 福祉21ビーナスプランと生活関連分野

ノーマライゼーション*（共に生きる）やバリアフリー*という言葉は一般的には障害者福祉の世界で使われてきましたが、現在では障害の有無、性別、年齢、国籍などを問わず同じ人間として、そのあるがままの姿で他の人と同等の権利を享受することができるまちづくりの基本的な考え方になっています。

福祉21ビーナスプランでは、このようなまちづくりを基本理念に掲げ、保健・医療・福祉の専門職が連携する茅野市独自のケアマネジメントシステム*やサービスの連携、福祉教育・生涯学習を通じた住民一人ひとりの意識啓発と主体的な参加による地域課題の発見・解決のあり方にふれてきました。

このような人と人が関わる部分が整備されただけでは、本当の意味での解決にはなりません。たとえ障害があっても人間らしく暮らしていくためには、四季の移り変わりを楽しんだり、他人と会話を交わしたり、仕事や趣味に打ち込んでいくことが心身の励みになります。そのためにはまちのなかへ、社会のなかへ出かけていくことが必要ですし、そういう環境も整備する必要があります。

茅野市は、平成10年度に「都市計画マスターplan」を策定し、福祉の視点からも都市計画進めていますが、具体的な推進は障害者保健福祉計画などの分野別計画に基づいて実施され、定期的な進行管理を行っています。また、高齢者に関する住宅・施設設備に関しては、厚生労働省の示す地域包括ケアシステムの重要な要素として着目されていることから、ニーズに応じて進めていく必要があります。

今後は、第2次プランの階層化、構造化のなかからあがってくる市民からの要望を、サービス提供者会議やサービス代表者会議において整理し、行政や関係団体に確実に伝えるためのシステム、まちづくりや施設整備に係る住民が直接参画するシステム、及びそれを受けとめていく行政側での組織やシステムが必要になります。

第7章 福祉21ビーナスプランの推進体制と進行管理

1 地域福祉推進条例

（1）条例の趣旨

福祉21ビーナスプランを具体的に進めていくためには、行政がこれを単に施策として展開するというだけではなく、総合的、計画的に推進していく上での担保となるものが必要になります。

このため、この計画に盛り込まれた「市民・民間と行政とが一体となって進める新しい福祉でまちづくりの理念」や「市民・民間と行政の役割分担の基本的な考え方」を茅野市の姿勢として明確にするため、「茅野市パートナーシップのまちづくり基本条例(平成15年12月)」の制定をうけて、「茅野市地域福祉推進条例」を制定（平成16年3月公布）しました。この条例は以下の項目で構成されています。

- ① 目的
- ② 地域福祉計画
- ③ 保健福祉サービスの充実

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

- ④ 保健福祉サービス地域（エリア）の設定と保健福祉サービスセンターの設置
- ⑤ 福祉意識の醸成
- ⑥ 地域福祉審議会の設置
- ⑦ 福祉サービス調査委員会の設置

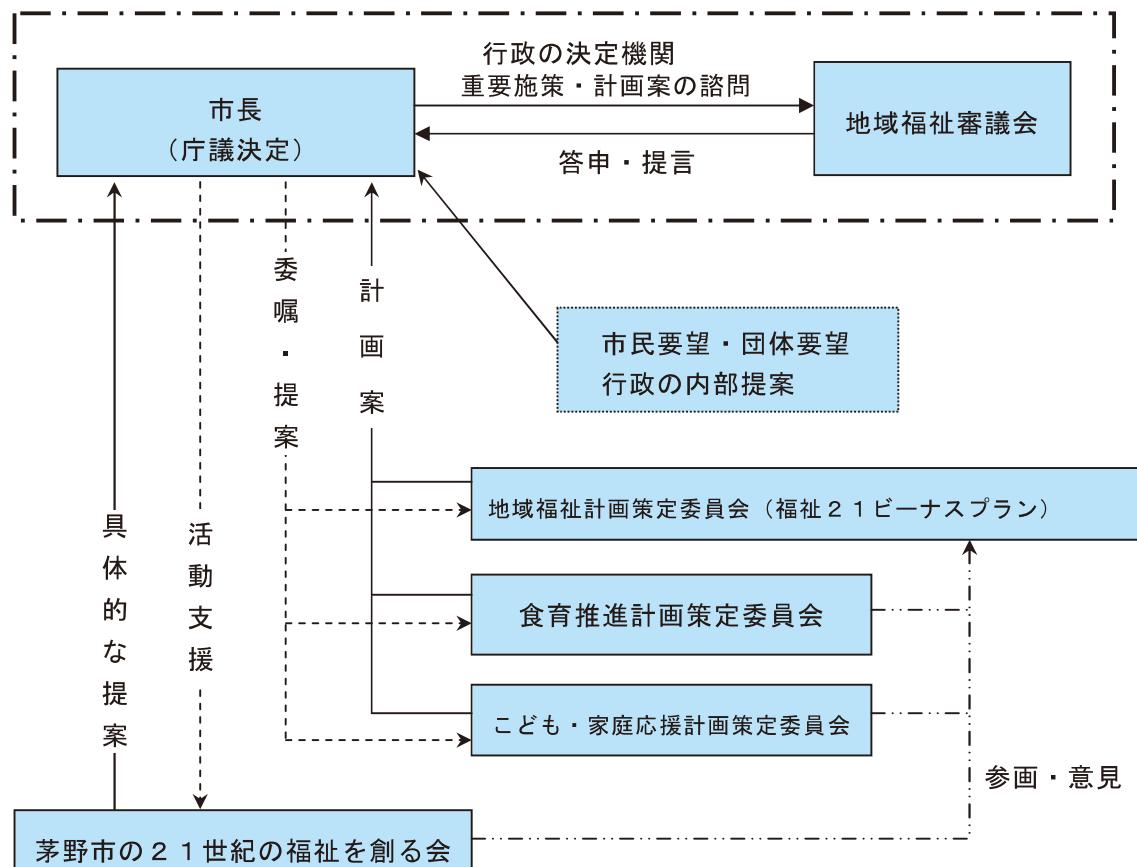
（2）地域福祉審議会

市長のもとには様々な要望や提言・提案などが寄せられます。また、市長が委嘱し、計画（案）の策定を依頼（諮問）した各種の計画策定委員会からは、委員会での討議の結果としての各種計画（案）が報告（答申）されてきますが、策定委員会にはこれを決定する権限はありません。また、保健・医療・福祉が連携する地域福祉の分野において「公民一体となったパートナーシップのまちづくり」を進める「茅野市の21世紀の福祉を創る会（略称：福祉21茅野）」においても、行政の機関決定にまで踏み込む権限はありません。

これらの要望や提言・提案、計画案などを行政の施策に反映していく上では、市の方針は序議規程に基づいて必要な庁内での会議において機関決定し、その上で、さらに議会に諮らなければならない事項は、議案や報告・説明事項として審議され、最終的に決定されることになっています。

しかしながら、地域福祉を総合的に推進していくための重要な事項に関する機関決定は、単に序議としての行政内部での手続きだけに終わることなく、市民の代表者が機関決定に関与できるシステムが必要になります。そのための附属機関として、この審議会を平成12年3月に設置しました。

【地域福祉審議会の位置付けのイメージ】



注：各種計画策定委員会は、平成22年3月時点のもの

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

(3) 福祉サービス調査委員会

介護保険制度では、苦情解決の機能は、都道府県国保連合会に委ねられており、市町村は、受付のための相談窓口機能を有することになります。しかしながら、サービス利用者である市民の側から見たときには、苦情はより身近な場所で相談ができ、かつ早期に解決されることが必要です。

茅野市では、福祉サービス調査委員会を平成15年8月に設置しました。委員は、弁護士、医師、介護相談員、当事者団体など5人で構成。市内で提供されている福祉サービス全般を対象（行政が提供する福祉サービスだけでなく、民間サービス事業者も含みます。）とし、サービス利用者から苦情申し立てがあった場合、状況に応じて調査を行い、必要があればサービス提供事業者に意見を表明します。

2 茅野市の21世紀の福祉を創る会の充実

「茅野市の21世紀の福祉を創る会」（以下「福祉21茅野」）は、今日に至るまで本プラン及び各分野別計画、さらには保健福祉施策を検討してきました。今後も、それらの計画や施策を具体的なものとしていくための取り組みや残された課題、新たな課題の検討は続けていく必要がありますので、多方面から多くの市民の参加を得て福祉21茅野をより充実し、本プランの総合的な推進と進行管理をしていきます。

進行管理体制については、福祉21茅野の各専門部会で専門分野にかかる施策を検証し、専門部会長で組織する「円卓会議」と、地域の代表者と連携した「意見交換会」で確認をしていきます。なお、上位計画「茅野市民プラン」または個別分野計画において、ビーナスプランと整合した数値目標を設定しているため、それぞれの計画において数値目標による進捗管理をしていきます。

(1) 専門部会の設置

《1》本プラン及び各分野別計画、さらには保健福祉施策を具体的なものとしていくために、その時々の市民ニーズに合わせた新たな組織を、福祉21茅野の専門部会として設置していきます。

《2》人選に当たって考慮すべき点

各部会への参加者の負担軽減を考慮する必要があります。一人でいくつかの部会に参加することは大変ですが、同じ団体・組織・職場から何人かが分担して複数の部会に参加することによって、各部会の情報交換が可能になるというメリットも考えられますので、このような点について特に考慮することが必要です。

(2) 専門部会の編成について

福祉21茅野の委員会が立ち上がって以来、専門部会の設置、各種の保健福祉計画の策定委員会が順次立ち上り、関係者を総称して“やらざあ100人衆”と呼称するなど参加者の範囲が大きく拡大してきました。

今後の本プランや各種の保健福祉計画を推進していくためには、これらの計画策定に携わっ

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

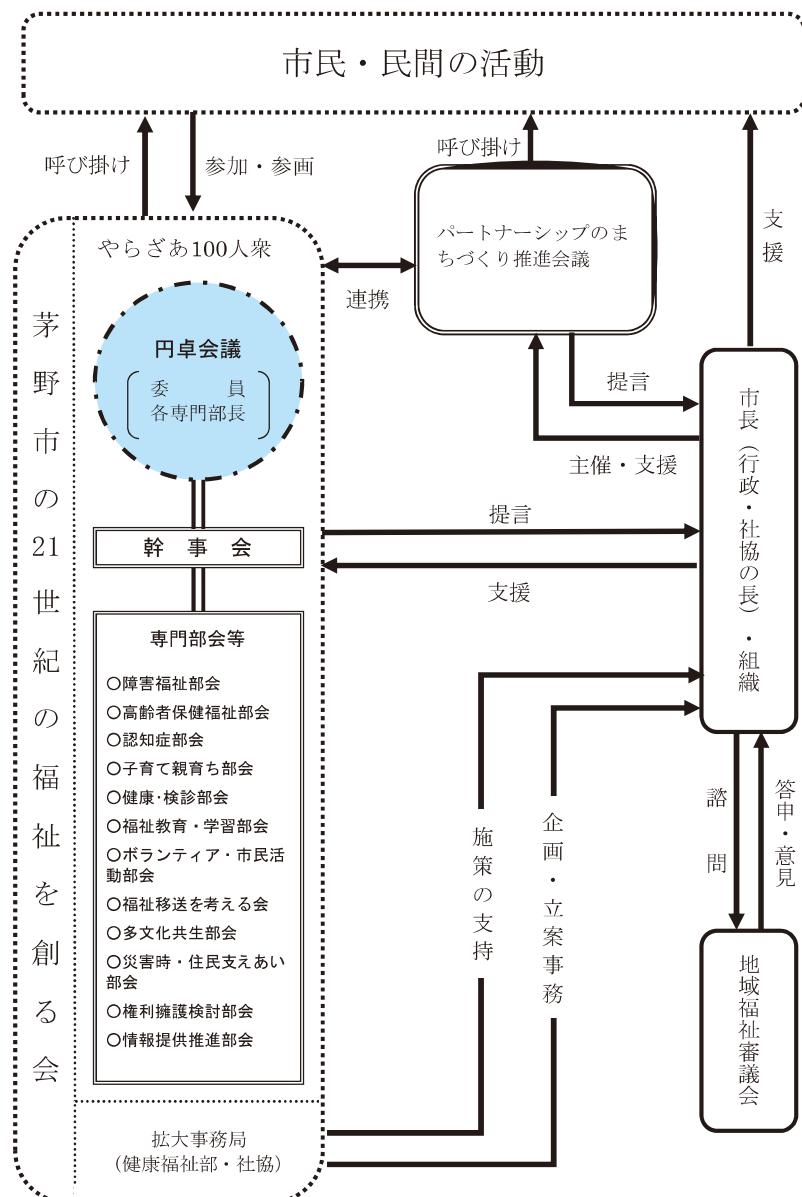
た方々などに加えて、新たに多方面からの参加を得て専門部会を新たに編成、または再編成していくことも必要です。

また、各専門部会において検討のなかから出てきた新たな課題、複数の部会に対して横断的な課題がいくつかあります。

専門部会は、各々の分野における計画推進の主体です。しかし、課題の解決や実践に向けての検討においては、ともすれば専門性に偏りがちになり多角的な議論が不足することもありますし、他の部会と共通する課題についての意見交換ができない場合もあります。

そのために、福祉21茅野円卓会議などを活用することで、専門部会長どうしが各部会の情報を交換し、共通する課題の整理をする（役割分担や新たな組織の設置）とともに、各部会での議論の方向・方針の統一と福祉21ビーナスプランに関わる人たちの目的の明確化・意識の共有化を図ることができます。

茅野市の21世紀の福祉を創る会とその周辺の活動展開フロー



*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

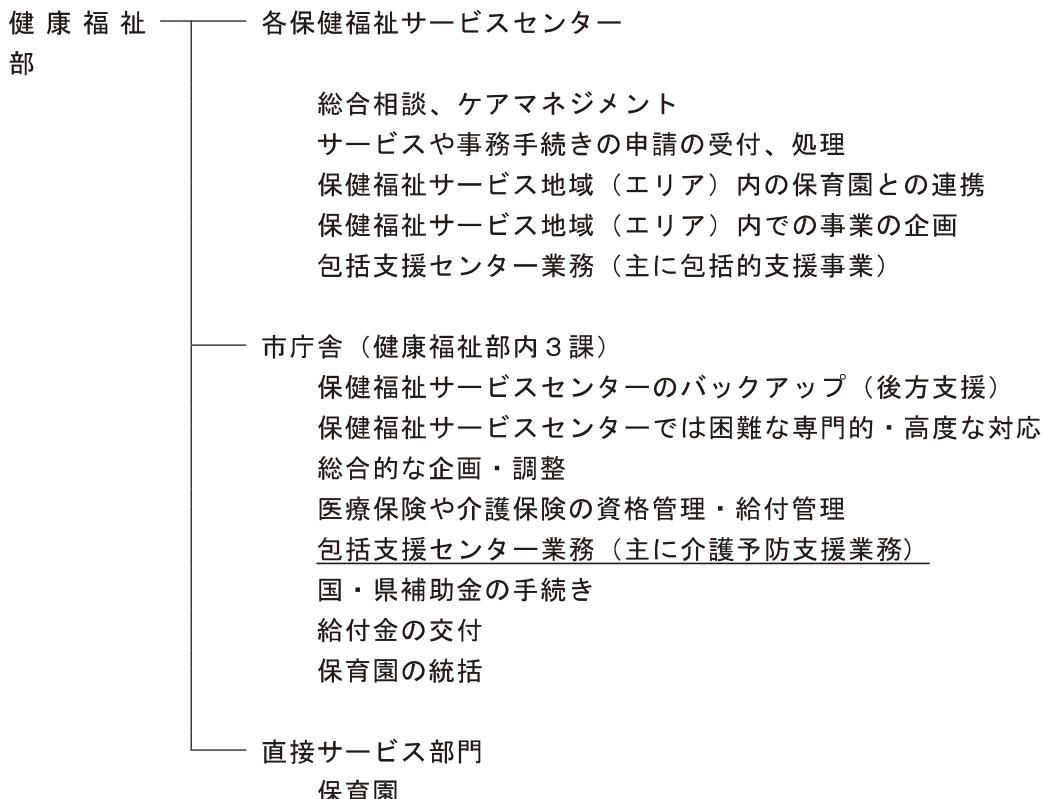
3 行政組織の再編成

福祉21ビーナスプランを推進する上で大きな役割を担う保健福祉サービスセンターは、行政にとっては「本庁機能の保健福祉サービス地域（エリア）への移転」であり、決して「支所・出張所」や「出先機関」ではありません。対応レベルの困難度や内部処理事務という性格から市庁舎で取り扱う業務もいくつかありますが、出生から終末期までの総合相談窓口として地域住民の皆さんとの関わりを深め、一緒になって地域課題の解決に取り組む拠点は「保健福祉サービスセンター」であり、そのための人材がソーシャルワーカー*や保健師などの職員になります。

この大きな役割を推進していく中、平成18年の介護保険制度の改正では、「地域包括支援センター」の設置が必要となり、その性格から、保健福祉サービスセンターが「地域包括支援センター」の機能を併せ持ち、業務が付加されることとなりました。

このような現状から、今後行政としてよりよい事業を展開していくために、健康福祉部の業務分析と組織の見直しを行い、それぞれの階層が担当する業務とその業務が円滑に実施できるための業務体系や組織の再編成を検討していきます。

【見直し後の組織と業務体系の概念図】



*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

4 関係者の意識改革と研修

福祉21ビーナスプランは、従来から児童、障害者、高齢者といった対象者ごとに縦割りで実施されていた施策や支援の垣根を取り払い、保健・医療・福祉に携わる専門職と地域住民が協同して地域福祉にまい進する方策を示したものです。

このプランの成果は、保健・医療・福祉のが一体となって進めることで初めて得られるものであり、そのためには、茅野市で保健・医療・福祉に携わる関係者は、福祉21ビーナスプランの意図やケアマネジメント*の目指しているところを共通に理解していくことが不可欠です。

行政や民間という区別なく、保健・医療・福祉に携わる関係者は、既存の仕事の仕方や考え方によらず、時代のニーズに合わせて柔軟に発想を切り替えていく必要があります。

また、地域住民にとっては、自分たちがサービスの利用者であると同時に担い手でもあるという共通理解を図り、より豊かな福祉意識を形成していくことが大切です。

具体的には、保健・医療・福祉関係者の研修だけでなく、地域住民を対象とした研修も充実させ、意識改革を進めるための支援をしていくことが重要になります。

■ 「福祉21ビーナスプラン研修」

福祉21ビーナスプランを推進していくため、平成11年度から「福祉21ビーナスプラン研修」を実施してきました。特に、「福祉21ビーナスプラン基礎研修」は、本プランの策定経過と理念や、パートナーシップによる福祉でまちづくりの手法を理解する上で、行政職員・茅野市社会福祉協議会職員の必須研修として10年間にわたり継続してきました。

今後も、社会の変化や職員ニーズ・住民ニーズに合った各種の研修を充実させ、体系的、計画的に実施していきます。



*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。